

**ホップズ著『法の原理』田中浩・重森臣広・新井明
訳（岩波文庫、二一六年）**

著者	高野 清弘
雑誌名	甲南法学
巻	57
号	1・2
ページ	47-142
発行年	2016-11-30
URL	http://doi.org/10.14990/00002256

ホッブズ著『法の原理』

田中 浩・重森臣広・新井 明 訳

(岩波文庫、二〇一六年)

高野 清 弘

一 はじめに

トマス・ホッブズは、一六四〇年四月一三日に短期議会が召集され、イングランドがピューリタン革命の動乱へと向かう物情騒然とした中で、彼としては最初の政治学論考『法の原理』を著した。私は、この『法の原理』の翻訳を一九七〇年代に開始し、ようやく今年二〇一六年、行路社から翻訳を刊行することができた。

四〇年以上の長い時間、この翻訳の刊行を夢見てきた。二〇代の間人が古希を迎えるだけの時間が経過したのである。素直に喜びたいところであった。ところが、第一回目の校正を終え、二回目の校正刷りが送られてくるのを待っている間に、東京教育大学の大学院における私の指導教官田中浩氏が、重森臣広氏と新井明氏を共訳者

として、このホップズの『法の原理』の翻訳を岩波文庫の一冊として公刊された。

拙訳『法の原理』（行路社、二〇一六年）の「あとがき」をお読みいただければ分かることであるが、私がこの翻訳にとりかかったのは、田中浩氏から、故藤原保信早稲田大学政治経済学部教授と私との三名の共訳で、『法の原理』の翻訳を公刊したいとの提案を受けてのことであった。『法の原理』は二部に分かれているので、藤原先生と相談し、第一部は藤原先生、第二部は高野が担当することにした。藤原先生との翻訳作業のありさまについては、これも上記の行路社版の「追記」に付した『藤原保信著作集』第二卷（新評論社、二〇〇七年）の付録「初々しい藤原先生」を参照いただきたい。その後、藤原先生と私の訳稿を田中氏に差し上げ、一年ほど田中氏のお宅に伺って、私が訳文を読み上げる形で、翻訳の点検を行った。ただ、ひと月に一回程度だったので、この作業はあまり進まなかったと記憶している。その後、刊行の機会をえないまま時が過ぎた。その間の経緯についても、右記の「あとがき」に記した。

アマゾンの広告によって、田中氏が『法の原理』の翻訳を公刊されることを知った時、田中氏の手元にあるはずの藤原先生と私の訳稿と田中氏の翻訳の関係が気になった。すぐさま予約注文して、刊行された翌日に岩波文庫版『法の原理』を入手した。大慌てで読んでみた。田中氏は、先に述べた田中・藤原・高野による共訳の出版の提案のことも、所持しておられるはずの藤原・高野の訳稿についても、岩波文庫版の「あとがき」において一言も述べてはおられなかった。

前記の「初々しい藤原先生」に記したが、私は一〇年ほど前、佐藤正志早稲田大学政治経済学術院教授と、この『法の原理』の共訳による刊行を目指したことがある。その際、私の研究室にあった手書き原稿用紙の訳稿のコピーを佐藤氏に送り、当時、佐藤氏の下で研究に従事していた大学院の二人の院生の方にワープロ打ちしても

らった。今回は佐藤氏にこちらからお願ひして、その原稿用紙の訳稿のコピーとワープロ・ファイルを送つてもらった。そのファイルと今回、田中氏が公刊された岩波文庫版を対照してみた。まず、田中氏は、「です・ます」調で訳していて、その点が藤原・高野訳と異なっていた。荒っぽい読み方では、先にも触れた藤原先生の担当された第一部は、田中訳とは異なるように思えたが、少し落ち着いて読むと類似した箇所も多々見られた。第二部になると、「である」調を「です・ます」調に変更しただけというのが最初の印象であり、血の気が失せる思いがした。改めて読むと異なる箇所もありはした。しかし、田中氏が藤原先生と私の作成した訳稿をもとに岩波文庫訳を作成されたことは明らかであつた。これは私からすれば、二次的著作物の著作権を田中氏によって侵害されたことを意味する。

上述の事態に対処するために、私は、行路社から刊行予定の私の『法の原理』の「あとがき」に「追記」を付し、事の次第を説明した。その「追記」において、田中氏の岩波文庫版『法の原理』の翻訳の問題点を、具体的に明らかにする所存であることを記した。この書評はそのことを目指す。以下、田中氏の翻訳と藤原・高野訳そして高野の行路社版の三種類の翻訳を比較対照するので、田中氏の岩波文庫版は「田中訳」、藤原先生が担当した『法の原理』の第一部は「藤原元訳」、第二部は「高野元訳」、高野の行路社版は「行路社版」と表記して論をすすめ、必要な際には、ホップズの原文も示す。論点は二つあり、一つは田中訳が藤原元訳・高野元訳と類似していることを示すことであり、第二は田中訳の誤りを指摘することである。なお、具体的な検討に入るに先立って、田中氏が岩波文庫版の「あとがき」に「すべての責任は田中が負う」と記していることを確認しておく。

私は第一の論点よりは、第二の論点を重視する。このことについては説明が必要であろう。私は、田中氏が田中訳を作成するにあたって、たんに「である」調を「です・ます」調に変換しただけであるとは考えていない。

田中氏は私が助詞の「が」を使ったところを「は」に変え、現在形で訳したところを過去形で訳すなどいろいろ工夫を凝らしている。例えば、通常は「権利」と訳す *Recht* が田中訳では「権限」となり（二二六ページ以下）、私が「一定親等以内の：結婚の禁止」と訳した箇所は「一親等内の：結婚の禁止」（田中訳三四〇ページ、三四三ページ）となっている。「所有権」が「所有の権利」となっている箇所もあった。しかし、結果として、このような田中氏の工夫が往々にしてホップズの趣旨を歪めていると感じた。また、田中氏が藤原元訳・高野元訳に大幅な変更を加えているところもある一方、変えていないところもある。まずその変えていない箇所についてであるが、私は今回「行路社版」を公刊するまでの長い間に、何度も訳を修正した。それだけ多数の誤りや日本語として疑問のある箇所が元訳にはあった。ところで、田中訳を、一九七〇年代に田中氏に提出した「藤原元訳」、「高野元訳」と比較すると、誤訳や問題箇所がほとんどそのまま継承されている。翻訳なのである。翻訳において、誤訳の部分を他の翻訳者の訳文がそのまま継承していることは、その翻訳者が元訳を使用したことのこの上もなく明白な証拠であろう。また、田中氏が高野元訳を見間違えて、誤訳した箇所もある。田中訳二五三ページ、第二部第四章第六節は、ホップズが男女関係に社会契約を適用している面白い箇所だ、高野元訳では、「同棲の信約は、ベッドをとともにすることのためか、あるいはすべてのもをともにすることのためのものである」となっていた。この冒頭の「同棲の信約」という言葉が、田中訳では「同様の信約」になっている。私が「同棲」と訳した原語は、*cohabitation* である。

それでは、田中氏が大幅な変更を加えた箇所とはいえば、私が「行路社版」にいたるまで修正を加えず、今なお正確な訳文だと信じている箇所であり、田中氏のホップズ理解の枠を超えていると思われる箇所なのである。これはホップズ理解にかかわる由々しい問題であろう。要するに、「田中訳」には誤りが多すぎる上、読者をホッ

ブズの思想の誤った理解へと導く危険がある。私は研究者であり、『法の原理』の翻訳を公刊するのであれば、なるべく正しい翻訳を読者に提供する義務があると信じている。田中訳の三五八ページで、田中氏は「救い主の神性」という言葉に注を付して説明している。「『イエスことメシア』の告白に表れるイエスの神性のこと」⁽¹⁾。「イエスことメシア」というのは何のことか。二二二ページには、「生命のない生き物」という言葉が出てくる。「生命のない生き物」を私はまったく思い描くことができない。一七五ページの「十分〔に多く〕ではない少数の人」という訳語は意味不明である。また、「合法的なことがらに関する信約は、たとえ泥棒を相手とするものであったとしても義務付ける」(行路社版、一三〇ページ)が、「合法的な信約は、泥棒にたいしてすら義務を課することができる」となっている(一五八ページ)。これは変だ、おかしい、間違いだとかだれかが述べることがあろう。私が第二の論点を重視するのはそのためである。なお、『法の原理』の行論に即して議論を展開していくので、二つの論点を整理して論じてはいない。この点はあらかじめ読者のご了承を得たい。

ところで、この書評の執筆にとりかかろうとしていた時、ロバート・P・クリース著『世界でもっとも美しい10の科学実験』青木薫訳(日経BP社、二〇〇六年)をたまたま手に取り、冒頭のガリレオの二つの実験のところまで読み進めて、ガリレオの実験の美しさに感激するとともに、ホッブズの政治学も同じ意味で美しいことに気づいた。クリースによれば、ガリレオのアルファ実験(斜面の実験)は、「注目すべき独立変数は空間ではなく、時間であること」を教え、「アリストテレスの体系は…まるごと取り換えるしかないことを」示した。⁽²⁾クリースはイギリスの数学者の説に依拠しながら、チェスの詰め手の美しさと数学の証明の美しさの違いを説明している。チェスの詰め手はどれほど美しくても、チェスのルールを変更することはないが、数学の証明は数学そのものを変えることがあるというのである。⁽³⁾ホッブズがガリレオに憧憬の念を抱いていたことは広く知られている。また、

『法の原理』はそのタイトルからして、ユークリッド幾何学に範をとり、語の定義から始まって、一つ一つ命題を重ねていって、『市民論』の言葉を援用すると、「平和の王道」⁽⁴⁾を指し示す行論となっている。ホッブズが意図した自然学に定礎された政治学を確立するという願いが達成されたか否かということについては、さまざまな議論がある。しかし、ホッブズが、美しい自然科学と同様の美しい政治哲学の構築を目指し、確かに政治哲学のルールを変えたことは認めるべきであろう。したがって、ホッブズの政治理論の翻訳は、当然彼の理論の美しさを読者に伝えるものでなければならぬ。もちろん、私の行路社版『法の原理』の翻訳がその責を果たしていないことは、十分に認識している。今、ここに機会をえて、田中氏の翻訳を批判する。そのことを通じて、ホッブズ政治哲学の美しさを幾分なりとも明らかにすることができれば幸いである。

二 「献呈の辞」の訳語について

(1) ホッブズは、『法の原理』をニューカースル伯爵ウィリアム・キャヴェンディッシュに献呈し、「献呈の辞」を記している。まず、献呈の相手の肩書をどう訳すかが問題である。

田中訳(一三ページ)

「皇太子殿下付きの司令官にして

国王陛下のもつとも誉高き枢密顧問官であられる

ニューカースル伯ウィリアム閣下へ」

藤原元訳

「皇太子殿下の司令官

陛下のもつとも名譽ある枢密顧問官

ニューカスル侯 ウィリアム閣下へ」

原語

To The RIGHT HONOURABLE, WILLIAM, Earl of Newcastle, GOVERNOR to the PRINCE HIS HIGHNESS,
one of HIS MAJESTY'S MOST HONOURABLE PRIVY COUNCIL

田中訳も藤原元訳も、GOVERNOR to the PRINCE HIS HIGHNESSを「司令官」と訳している。この皇太子は、後のチャールズ二世であるので、『法の原理』が執筆された時点でようやく一〇歳になるかならないかの少年にすぎなかった。その皇太子の司令官というのは奇妙に感じる。また、The RIGHT HONOURABLEは枢密顧問官等に対する敬称である。

行路社版

「皇太子殿下の傳育官

国王陛下の枢密顧問官

ニューカースル伯 ウィリアム閣下へ」⁽⁵⁾

(2) 「献呈の辞」本文

本文全体を通じて、田中訳と藤原元訳との間に顕著な類似性はない。そのこととの因果関係は分からないが、田中訳には重大な誤訳が多数認められ、ホップズの意図を伝える翻訳とはいえない。

そもそもこの「献呈の辞」は、数学的方法を意識的に採用することによって論証可能な学としての政治学を確立したことをホップズがみずから宣言している文章という側面を有している。「はじめに」で述べたホップズ政治

哲学の美しさという問題である。「献呈の辞」の性格上、ホップズはかなり入り組んだ表現を使用しており、また、「です・ます」調で訳さざるをえなかったのも、私の行路社版の翻訳もその点について至らないものであることを認めなければならぬ。ここに記した「献呈の辞」全体の問題についてはできれば田中訳と行路社版を比較・参照されたい。ここでは、田中訳の問題点を二点だけ指摘しておく。

a

田中訳「献呈の辞」冒頭（一三ページ）

「人間本性の二大要素であります理性と情念から、数学的な〔正確さを持つ〕学問と教説に坎する学問の二つが生まれてまいります」。

藤原元訳

「われわれの本性の二つの基本的な部分、すなわち理性と情念から、数学的および臆断的という二つの種類の学問が生まれております」。

藤原元訳は、dogmaticalという語を、おそらく語源を意識して「臆断的」と訳している。情念に左右される、意見にすぎない学問という意味であり、「臆断的」という訳語に違和感はあるが、ホップズの意図には忠実である。「教説に坎する学問」という田中訳は、その点が曖昧で、以下において、ホップズが自己の政治哲学を一切の論駁を許さない「数学的学問」として論じていて、彼の政治哲学以外のすべての政治哲学を dogmatical learning として批判し去っていることの意味を理解してはいない訳語と考える。さらに問題は、ここで使われた「教説」という言葉が、この「献呈の辞」の中で、ホップズ自身の学説についても使われているということである。これでは読者は混乱するほかないであらう。

b

田中訳（一五ページ）

「この〔わたくしの〕教説は簡単には証明できないのです。といいますのは、その結論は、実際にそれが出るまでは、統治と平和はいまにいたるまでのように相互にいがみ合っているのですから」。

ホッブズはこのようなことを述べてはいない。しかし、それにしてもこの訳語はどのような論理構成になっているのであろうか。教説の証明が困難であるということと、「といいますのは」以下の文章との因果関係が分からない。そもそも、原文には「といいますのは」に当たるはずの、*because* もしくは *for* がなく、二つの文章はたんに *and* で結ばれているだけである。端的にいうと、私はこの訳文の意味が分からない。

藤原元訳

「その教義は、ほぼ完全に証明されており、その結論はそれがなかったがゆえに統治と平和はこんにちまで相互の恐怖以外のなものでもなかったようなものであります」。

この藤原元訳は、直訳調とはいえるが、それなりに正しいといえると思う。前半の原文を示すと、*for the due time, it is not slightly proved* であり、ホッブズは、みずからの教説の証明が *slight* ではないと述べている。かなりもってまわった表現であるが、直截に言えば完璧に証明済みのものといえますし、また、この教義の結論は、一二ページ、「教義について申しますと、ほぼ完璧に証明済みのものでありますし、また、この教義の結論は、この結論がなかったために統治と平和が今日にいたるまで実のところは（人間）相互の恐怖にほかならないものとなってきたという性格のものであります」。

なぜ、田中氏は、「この〔わたくしの〕教説は簡単には証明できないのです」と訳したのだろうか。田中氏には

「簡単には証明できないもの」、「難解なもの」がすぐれたものであるという先入見があるように思える。しかし、それはホッブズの政治哲学に関する考え方に背いている。この場合は、幾何学の証明を例として考えると分かりやすい。どんなに難しく思われる定理であれ、それを構成する一つ一つの命題を参照し、その証明を理解するという経過をたどっていくと、誰しもその定理が真であるとの結論に到達する。ホッブズが「幾何学との恋」に陥ったのは、偶然ユークリッドの『原論』のピタゴラスの定理に関する部分を目にして、まずは「こんなはずはない」と叫びながら、今述べた仕方です「つぎつぎと進んでいったあげく、最初の命題の正しさを証明によって納得させられた」⁽⁶⁾からである。ピタゴラスの定理が真であることを納得させられるのは、ホッブズだけではない。普通の能力を備えた人であれば誰しもそのことを認識可能なことであり、その意味において数学の方法は民主主義的である。プラトンは、『メノン』において、直角二等辺三角形の場合であるが、字の読めない召使を導いて、みずからピタゴラスの定理の発見にいたらせている。ホッブズは、政治哲学の学説を「美しくかつ神聖な玄義のように、詩で飾るかあるいは寓話に描く」⁽⁷⁾いて、人々の目から「隠蔽すること」を望まなかった。先述したように彼は、数学の方法の民主主義を政治哲学に採用して、すべての人に理解可能な「平和の王道」を指し示す政治哲学を提示しようとしたのである。『法の原理』の以下の記述において、ホッブズは自覚的にかつ厳密にこの方法を採用している。『法の原理』の冒頭に、「この〔わたくしの〕教説は簡単には証明できないのです」と記されていることは、ホッブズの意図に反しているといわざるをえない。

三 「第一部 自然的人格としての人間について」

本節では、『法の原理』第一部の田中訳の誤りを具体的に検討する。それに先立って、田中訳の「です・ます」

調、より正確には、「であります・ものであります」調の文体について述べておきたい。行路社版の「あとがき」で述べたように、『法の原理』は短期議会で国王に与する発言をする議員のための手元資料という性格を有していた可能性がある。そうであれば、「です・ます」調もありうることもかもしれない。しかし、すでに述べてきたように、『法の原理』は意図的に幾何学の方法を模倣して執筆されており、きわめて簡明な文章が続く。これをわざわざ「です・ます」調で訳して、冗長にする意味が私には分からない。

その上、『法の原理』の文体には、別の問題もあると私は推測する。先述した、「初々しい藤原先生」の中で、『法の原理』の文章について、「plain and perspicuous の見本とも言うべき文章」であると記した。この plain and perspicuous という言葉は、W・ハラールがピューリタンの説教のスタイルについて述べた言葉である。⁽⁸⁾ 私には英語の文体論を論じる能力はない。しかし、いつの頃からか、ホッブズの英語に接するたびに、ハラールの「平明かつ明晰」という言葉がホッブズの文章にも妥当すると感じてきた。ピューリタンは、ジェイムズ欽定訳聖書の英語に典型がみられるような、「平明かつ明晰」な英語を駆使した説教によって大衆の支持を獲得した。実際、一つの文章がピリオドに達するのに二ページほどかかるようなアングリカン神学の確立者リチャード・フッカーのマジエステティックな文章を読んだ後で、ピューリタンの説教を読み、ホッブズの文章に接すると、私の臆断にすぎないかもしれないが、両者の精神的雰囲気に通じたものがあることを感じる。ハラールは、ピューリタンのレトリックを「民主的」と呼び、⁽⁹⁾ 彼らは「秘教的、貴族的な臭いのするものをすべて避けた」と述べている。⁽¹⁰⁾ 先に数学の方法の民主主義を論じた。さらに、文体の民主主義もあると思う。田中氏の「です・ます」調がこの文体の民主主義を否定するものに思えてならない。

さて、以下、田中訳の過ちを指摘していく。読者に分かりやすくするため、章と節の番号と田中訳岩波文庫版

のページ数と行数をまず掲げ、必要な場合には、藤原元訳と行路社版とを示して対照する。また、原文、原語を示した場合もあるが、スペリングは元のままとした。藤原元訳については（第二部の高野元訳についてもいえることだが）、この書評の読者は当然のことながらそれを読むことができない。田中訳と酷似している場合、藤原元訳も示すべきであるとも考えた。しかし、それでは同じ趣旨の文章を重ねて記すことになる。また、この第一部の初めの部分については、田中氏は藤原元訳を参照したとは思うが、田中氏自身の理解が比較的前面に出ている翻訳であると感じられた。はじめに述べておいたように、田中訳の誤りを指摘することが私の主たる目的であるしたがって、田中訳が藤原元訳に依拠していることを立証するために何度か藤原元訳を示すことは行なったが、多くの場合田中訳と藤原訳との関係については「類似している」等の表現にとどめ、あるいはそれも省略して田中訳の問題点のみを指摘した箇所もあることをあらかじめお断りしておく。

(1) 第一章第一節、一九ページ六行、「疑義を持たれている人びとや論争の火種を抱えている人びとの教説にはかわらない」。

藤原元訳、「わたくしはいま疑義や論争のうちにある人びとはそのままにしておくであろう」。田中訳のほう的文章としてきれいなものかもしれない。しかし、藤原元訳のほうが原典に近い。ホップズは、現に今相互に疑いあっている人びとや、論争中の人々にはかわらないと述べているのであり、「論争の火種を抱えている」では、まだ論争には入っていないということになるう。

(2) 同章第四節、二〇ページ二行、「生成」。同ページ九行「生成力」。

藤原元訳、「出生」、「出生力」。ホップズはここで人間の身体の諸力について論じている。彼のいう力 = power

は他のものを動かし、影響を与えるもので、いわば他動詞的である。田中訳の「生成」、「生成力」、藤原元訳の「出生」、「出生力」はともに自動詞的で、ホップズの力の概念にそぐわない。原語は、generation, power generative であり、行路社版、一八〇九ページでは、「生殖」、「生殖力」と訳した。また、この generation という言葉は、第二部第四章第一節以下にも出てくる。その箇所では、高野元訳は「子供を作る行為」と訳し、田中訳二五〇ページでも「子供を作る行為」という訳語が用いられている。ホップズの翻訳の場合、なるべく同じ言葉には同じ訳語を使用するべきであり、そのことに努めた。しかし、文脈上異なる訳語を用いなければならぬ箇所もあり、これはその例である。

(3) 第二章第二節、二二ページ後ろ四行、「もともとすべての概念は、事物それ自体の活動から生まれたものでして、ですからこれを概念(構想されたもの)」というのです。

この文章は私には意味不明である。「…ものでして」で終わる前半と、「ですから…」で始まる後半との意味連関が分からない。原文を提示する。Originally all conceptions proceed from the actions of the thing itself. whereof it is the objects. 「概念(構想されたもの)」と記したのは、conception を説明したつもりなのであろうが、そうすると「構想する」主体は何かと問いたくなる。行路社版、二二ページ、「そもそも、すべての概念は、その概念のもととなる事物そのものの活動から生じる」。

(4) 同章第三節、二三ページ三行、「眼が(事物の)本質をわたくしたちに伝える対象物が知覚や知識の全体である」。

藤原元訳、「それが目によってその本質の対象がわれわれに伝達するすべての知覚および知識である」。どちらの訳も真面目に考えると、訳が分からなくなる。原文、which is all the notice and knowledge the object

imparteth to us of its nature by the eye. 行路社版、「二二ページ、「それが、目を通じて対象がわれわれにその本質について伝達する知覚、および知識のすべてである」。

(5) 同章第九節、二八ページ後ろ一行、二九ページ一行、「鐘の内的部分のみずからの中に持っているのは、音ではなく運動でありまして、鐘の内的部分における運動を作り出すのであります」。

藤原元訳、「鐘の舌のみずからの中に持っているのは音ではなく運動であり、鐘の内的部分における運動をつくりだすのである」。これは、藤原元訳がおおむね正しい。藤原元訳で「鐘の舌」と訳されているのは、clapperであり、藤原元訳が正しいのであるが、田中訳はおそらくこの耳慣れない言葉を嫌ったということなのだろう。結果として、鐘の構造をなんら顧慮しない、意味不明な訳になっている。なお、「鐘の舌」を除いて、田中訳が藤

原元訳と類似していることは明らかであろう。

(6) 第三章第三節、三三ページ九行以降。その前も含めて、この節の訳は分かりにくい。この箇所ではホップズは夢の原因を論じていて、例えば、人が自分の好ましく思う異性の夢を見ることが身体の状態との関連を説明している。面白い箇所なので、できれば行路社版二九～三〇ページを参照されたい。「誰かに熱をあげる」という表現が、英語にもあるということを知った。

(7) 第三章第七節、三七ページ八行、「いっぽうの概念は距離の作用によって、他ほうの概念は時の作用が衰えていくことよって起こる…」。

この箇所は、記憶とは何かを説明している箇所である。ホップズの説明が少し舌足らずで分かりにくい。いったん獲得した概念が時間の作用で弱められ、曖昧になることを、ホップズは遠くからものを見ることにたとえて説明している。田中訳は、前半は「いっぽうの概念」という主語が「距離の作用によって」を経て、「起こる」に

接続し、正しい。しかし、「他ほうの概念は時の作用が衰えていくことによって……」という文章は、「時の作用」が「衰える」としか読めない。記憶に対して時間が及ぼす影響は時間が経つにつれて増大すると考えるのが、通常であろう。

(8) 第四章第一節、四〇ページ。第一節全体。

この節全体がホップズの原文から相当離れている。行路社版、三五～六ページを参照されたい。本来は、原文を挙げ、田中訳も掲げて、その違いを述べるべきであろう。しかし、簡略化のために、読者が田中訳を検討するためのヒントだけを記す。同ページ三行目、「まえの思考がのちの思考を誘導するばあいは別でありましょう」の箇所「別でありましょう」の原語は *ordarily* = 「秩序立っている」であり、なぜあいまいな表現にしたのか疑問である。四行目、「推論なる語はふつう言葉の連続性や一貫性を前提します」という文章の、「前提します」は、*is commonly taken for* なのだろう。これは受動態であるが、*take* という動詞には、*take A for B* という形で、「AをBと理解する」という意味で用いる用法がある。行路社版、三五ページ、「推論」という語は、普通、語の一貫性と連続という意味で理解されている。また、この節で、ホップズは *discourse* と *discussion* を使い分けると述べている。*discourse* は「推論」であるが、後者の *discussion* には「とりとめのない話」などの意味がある。田中訳は、この *discourse* と *discussion* に同一の「推論」という訳語を用いている。行路社版三五ページでは、*discussion* を「思考の流れ」と訳した。なお、四一ページ後ろ三行、四二ページ四行、五行、後ろ五行にも、「推論」という訳語が使われているが、すべて *discussion* であり、訳を変更する必要がある。

(9) 同章第二節、四一～四二ページ六行、「心はほとんど、いかなるばあいも、ものからものへと向かう」。

原文は、*the mind may run almost from any thing to any thing* である。これに先立ち、ホップズは、聖ア

ンデレという言葉を目にしたことから、「暴動」にまで精神が誘われていくありさまを驚くような観念連合を使って述べている。その意図は、ここに原文を記したことを述べたいためである。田中訳は、*idea*を訳していないので、ホップズの意図が分からなくなっている。行路社版、三五ページ、「精神はほとんどすべてのものからすべてのものへ向かうことができる」。

(10) 同章第一〇節、四五ページ六行、「経験は決してなにが普遍的なものかを結論付けることはできないのである」。

原文は、*Experience concludeth nothing universally*である。この箇所は、ホップズの認識論を理解する上で重要な箇所である。行路社版、三九ページ、「経験は普遍的な結論を下さない」。

(11) 第五章第一節、四八ページ後ろ二行以下、「概念は…それらの概念が、わたくしたちの心のなかに生じさせる事物を耳にしたり眼にしたりした際に、交互に生起した…」。

この文章は私には意味不明である。「それらの概念」という主語は「生じさせる」にかかるのであろうが、概念が人間の心の中になんらかの事物を生じさせるということは、私の想像を絶する。ホップズは逆に、事物が人間の心に概念を生じさせると述べている。行路社版、四一ページ、「概念は、われわれの選択やわれわれがその概念について有する必要に応じてではなく、たまたまわれわれがそれらの概念をわれわれの精神に生み出す事物（の音）を耳にし、目に見るといふことが生じるのに応じて、交互に生起するにちがいないということになる」。

(12) 同章第一節、四九ページ二行以下、「それについては、わたしたちの経験によれば…獣を見ればわかります」。

この文章は、動物を観察することによって、「それについて」の知見が得られるという意味の文章なのであろう。

しかし、「それ」がなんなのかわからない。そもそも田中氏には、ホッブズを論じる際、動物と人間との違いを無視する傾向にある。しかし、政治学はホッブズにとってあくまでも人間の学なのであり、この箇所は人間と動物の相違点の一つをホッブズが述べている箇所である。原文を示す。The experience we have hereof, is in such brute beasts, etc. 行路社版、四一ページ、「この点についてわれわれが有する経験をもつ野獣もいる」。しかし、獣には記憶力がなく、食べ残しを隠しておいても、どこに隠したかが分からなくなるが、人間には記憶を確実なものにする記号を作る能力があるとホッブズは論じている。

(13) 同章第七節、五三ページ八行、「普遍的であり、多くの事物に共通する名辞が、つねに個々のすべての事物に与えられて（本来そうあるべきなのですが）同じような概念や思考を内に含むわけではない」。

この文章は、私の理解の及ぶところではない。一つの名辞なり名辞が「すべての事物に与えられる」ということがあるのだろうか。ここでホッブズは、第五節、六節で説明した、人間等々の普遍的名辞・名辞の説明をさらに展開し、曖昧さが生じる理由を説明している。行路社版を示す。四五ページ、「多くの事物に対して普遍的で、共通である名称が、その名称の対象となる個物すべての中に類似した概念と考察が含まれているために、すべての個物に与えられるということ（本当はこうであるべきのだが）、これが必ずしも常になされているとは限らないのである」。

なお、田中訳も藤原元訳も第五章第二節において、nameを「名辞」、appellationを「名称」と訳すことになっている。しかるに、藤原元訳も田中訳もともに、この箇所ではappellationが用いられているのに、それを「名辞」と訳している。

(14) 同章第九節、五四ページ後ろ六行、「その双方を、大学では命題と呼び」。

ホッブズは「大学」を意味する語としては、一貫して *University* を用いている。同じく *the Schools* が使われており、「スコラ学派」。また、同ページ後ろ三行、「人間は正しくない」は、*man is not righteous* であり、*righteous* は義認論において用いられる語で、「人間は義ではない」が正しいと考える。

(15) 同章第一〇節、五五ページ六行、「真理という命題と真という命題とはまったく同じであるか、そうでなければ後者の名称は前者を包含していないからであります」。

この文章の原文は、*truth, and a true proposition, is all one. Or else, etc* である。ホッブズはこの節で、真理と誤りとが、ともに「正しい命題」と「誤っている命題」であると主張している。田中訳で、「同じであるか、そうでなければ」と連続して訳されている箇所は、原文では終止符で区切られていて、終止符の前では真理とは何かを、終止符の後では誤りとは何かを論じている。したがって、判然と分けて訳さなければならぬ。また、田中氏の、「真理という命題と真という命題とはまったく同じである」という訳語も意味が分からない。行路社版、四六ページ、「真理と正しい命題とはまったく同じことだからである」。この節全体が、ホッブズの認識論に関する重要な箇所だと考えるので、行路社版を参照されたい。

(16) 同章第一四節、五七ページ六行、「人間の情念はそのすべてが、人間の自由な意志による運動の始まりであると同時に、舌の運動による言葉の始まりによるものです」。

「人間の自由な意志による」は *voluntary* の訳語である。ホッブズは自由意志を否定しているので、*voluntary* を訳す際、「自由な」を付加すると誤りになる。文末の「言葉の始まりによるものです」という句はどういう意味なのだろうか。短くすると、「人間の情念はそのすべてが言葉の始まりによるものです」ということになる。これも私の理解の及ぶところではない。行路社版、四八ページ、「人間の情念は、人間の意志による運動すべての始ま

りであり、したがって、話の始まりでもあって、話は舌の運動にほかならない」。

(17) 同章同節、五八ページ後ろ三行 「ある人の多くの過ちをなおすことは不可能だということでもあります」。藤原元訳は、「あるひとりの人間の多くの誤りを直すことが不可能であるということである」。この箇所原文出处は、*it is impossible to rectify so many errors of any one man* である。藤原元訳も田中訳もともに *any* のニュアンスを訳していないと考える。行路社版、四九ページ、「だれであれ人間であればすべて犯してしまうあまたの誤りを修正することは不可能である」。なお、参考までにこの文章に先立つ箇所の藤原元訳を記す。田中訳はそれと類似している。「すなわち、われわれのすべての知識のまさに第一根拠である感覚から新たに出發し、書物のかわりに自分自身の概念を秩序だつて読みとつていくことなしには、これらの原因から生みだされざるをえないような」。田中訳は、「生み出されざるをえない」の箇所を「生じたにちがいない」と過去形に変え、*must needs* のニュアンスを変えているが、藤原元訳のほうが正しい。また、この節の末尾に、「汝自身を知れ」という言葉について、田中氏は注を付して、「おまえは人のことより自分自身のことを反省せよ」という意味であると述べている。本当にそうなのだろうか。

(18) 第六章第九節、六五ページ四行、「なぜなら、疑念のないところには、それについて何の原因もないからでして……」。

行路社版、五四ページ、「なんの原因も存在しないものはなにもなく……」。

(19) 第七章各節要約六七ページ二行、「四・五 終わり(目的)、成果」。

「終わり」と訳されているのは、*end* である。この箇所は第七章の各節の内容を紹介する箇所である。前後の関係から考えて、田中氏が主たる訳語として「終わり」という言葉を選んだ理由が分からない。第五節を読んで

も、「終わり」にかかわることはなんら語られていない。無論、「目的」が正しい。

(20) 同章第五節、六九ページ後ろ五行、「究極目的」。

「究極目的」と訳された原語は、*final cause*である。これには「目的因」という定訳がある。

(21) 第八章第四節、七七ページ後ろ三行、「こうした力によって、私が意味しますのは、…栄養的、生殖的、動的な諸能力…」。

この箇所は、藤原元訳との類似性が顕著である。藤原元訳を示す。「かかる力によってわたくしが意味するものは、前章で述べた身体と精神の諸能力、すなわち、身体にかんしていえば栄養的、生殖的、動的な諸能力…」。田中訳、藤原訳ともに、(2)で述べた *generative* という言葉を、前の場合とは異なつて訳していることになる。訳語の一貫性はなるべくではあるが、追求するべきであろう。

(22) 同章第五節、七九ページ四行、「大偉業や危険を冒してでもことを企てるのは、自分自身の力について判断したしるしでありますので…」。

行路社版、六五ページ、「大きな事業計画にもとづき、危険をものともせず、事業に乗り出すことは、われわれ自身の力についての「他の人々の」意見から結果するしるしであるので…」。この文章の意味はホップズのこの箇所の言葉から推測する以外にはないので、難しい。私は、大事業に乗り出すために、資金を集めようとして、株を売り出すということだと考えた。その際、実際に資金が集まったとすれば、他人が自分の力量を高く評価してくれたことのあるしるしだということになる。例えば、いわゆる「女王陛下の海賊」はここに記した方法で資金を集めて、私掠船で船出した。田中訳では、自分が自分自身について判断したことになるので、「名誉あること」にはならない。

この節、七八ページ後ろ二行、「生殖力にすぐれ多数の子孫を残すしであります」は、藤原元訳、「生殖力にすぐれ多くの子孫をもつしるしである」にほぼ等しいと考える。この藤原訳自体私が知恵を絞った記憶がある。問題は、「多くの子孫」の原語が、much issue だということである。「多くの子孫」であれば、many issues であろう。私は行路社版、六五ページにおいて、かなり思い切った訳を試みた。その箇所についた訳注でそのように訳した理由も記したが、自信はない。行路社版を参照されたい。

(23) 同章第六節、八〇ページ後ろ六行、「金銭を与えるばあいには、かれが必要としている額は些少であるかのように——といひますのは、彼が多くを必要としていることがわかれば、かれの貧困の程度が大きいことを示すこととなりますから——すること」。

上記の田中訳では、相手への軽蔑を示すことにはなつても、敬意を示すことにはならない。この箇所には、ホップズの間観察の鋭さが表れている。行路社版、六六ページ、「かりに金銭を与える場合にも、その人間が必要としている金銭が些少であることを意味しないだけの額を与えること——というのは、些少な額の金銭を必要としていることは、多額を必要としていることよりもひどい貧困だからである——」。

(24) 第九章第五節、八六ページ四行、「ただ、怒りに追いやられるといつても、∴見当違いの怒りに過ぎないという見方もできます」。

田中氏がなにゆえ右記のような訳語にたどり着いたのか分からない。ホップズはまったく別のことをいつている。行路社版、七一ページ、「しかし、この定義が誤りであることは、生命も感覚もなく、したがって、われわれを軽蔑する能力をもたない事物によってわれわれが怒りへ駆り立てられるというよくある経験によって明らかである」。

(25) 同章第六節、八六ページ後ろ一行以下、「憎悪の相手こそ殺戮の目標でありまして、それもこちらが恐怖から逃れたいばかりに企てることもあります」。

ここでホップズは、復讐とは何かを述べていて、それは敵を殺すことではないと述べている。日本人の感覚とは異なる興味深い箇所なので、行路社版、七一ページを参照されたい。行路社版、七一ページ、「殺すことは、憎悪する人間の目的であり、自分自身から恐怖を振りほどくことである」。

(26) 同章第九節、八八ページ八行、「不信とは、他の方法をとることにたいして疑念を持つことであります」。この田中訳の逆のことをホップズは述べている。行路社版、七三ページ、「不信、すなわち疑念とは、人に〔他人に頼ることなく〕他の手段によってみずから備えるようつとめさせる疑惑である」。

(27) 同章第一二節、九〇ページ八行、「羨望とは、〔希望と〕同時に何らかの不幸が競争相手に降りかかるかもしれないと想像する快楽と結びついております」。

この文章は日本語として奇妙である。「羨望」とはで始まるのだから、「∴である」と述べられることを期待する。ところがそれが記されていない。補足の「希望と」というのも何にかかるのか、そしてその意味も不明である。原文は、ENYV is the same grief, etc. であるが、この same grief が訳されていない。行路社版、七四ページ、「嫉妬 (ENYV) は、これと同一の悲しみではあるが、その競争相手に降りかかるかもしれないならかの不幸を想像することにおいて思い描かれる快楽と結びついている」。なお、田中訳で envy が羨望と訳されている点などに、藤原元訳の影響を感じる。

(28) 同章第一三節、九一ページ九行、「また人びとは冗談を聞くと笑いますが、気の利いた洒落は、話のなかにつねに、おもしろおかしいならかの要素を、見事にとりこんでいます」。

ホップズはこのようなことをまったく記していない。行路社版、七五ページ、「また、人間は冗談を笑う。冗談の機知は常に、他人のなんらかの愚かさを優雅に暴露し、それを判然と認識するところ」に存する」。笑いはホップズにおいては特別な意味を有する。彼は『市民論』において、アリストテレスのゾーン・ポリティコンの観念を否定する道具として笑いを用いている。笑いは、ホップズにおいては人間の反社会性の現れなのである。この点について、私は、行路社版『法の原理』のこの節に付した訳注(30)において説明した。そちらを参照いただきたい。

(29) 同章第一四節、九二ページ後ろ四行、「ダメ出し」。

「ダメ出し」という言葉には驚いた。そもそも私には、「ダメ出し」という言葉の正確な意味が分からない。

(30) 同章第一六節、九四ページ後ろ四行、「美しさやその他の資質」のほかに、愛情を抱く側に「必要とする相手を獲得できるという」希望がなければならない。

この文章に先立って、愛される人間の「美しさやその他の資質」が愛される原因ではないという訳語が記されている。ここに掲げた言葉はそれと矛盾する。また、「」の補足も分からない。原文は、*unless there be without hope in the person that loveth*である。行路社版、七八ページ、「愛する人間の側が愛されてそれを希望するならばともかく」。このみずからの訳に自信があるわけではないが、田中訳は間違いであると考える。

(31) 同章第二二節、一〇〇ページ後ろ一行以下、「わたくしたちはこの競争で、人に先んじてゴールする以外には栄冠はないものと考えなければならない」。

この箇所はホップズの人間の人生についての考え方が表明されている重要な箇所である。ホップズは、人生を死にいたるまで終わることのない競争に例えている。田中訳では、「人に先んじてゴールするという栄冠」はある

ということになるが、それは誤読である。人生という競争において、人より早くゴールするということは、人先んじて死ぬということであろう。行路社版、八二ページ、「このレースには先頭に立つこと以外にはゴールもなければ、栄冠もないと考えなければならぬ」。この箇所を理解には、第一部第七章第七節の「至福」についてのホッブズの見解が参考になる。また、行路社版の第七章第七節に付した訳注(23)を参照されたい。

(32) 同章第二二節、一〇一ページ以下、「努力するのは欲求。：たえずまえの人を追い越し続けるのはこの上ない喜び。そして、自分の決めた(「人生の」)方針を捨てるのは死を意味すること」。

この箇所は、実際には田中訳で二ページにわたっている箇所である。ホッブズの原文は、*To endeavour, is appetite.* に始まる箇条書きもしくは詩のような形を取っている。名詞的用法の不定詞が主語で、カンマが付され、*が* プラス名詞もしくは名詞的用法の不定詞という形が基本的で、途中から *が* が省略されている。要するに、AはBであると訳していけばよいのであるが、田中訳は文章ごとに、奇妙な工夫を凝らしていて、ホッブズの趣旨をかえって分かりにくくしている。行路社版の対応箇所を参照されたい。また、「たえずまえの人を追い越し続けるのはこの上ない喜び」の「この上ない喜び」は、*felicity* = 至福であり、(31)で述べたように、この概念はホッブズの間人理解において重要な意味をもつので、「至福」で一貫するべきである。「そして、自分の決めた(「人生の」)方針を捨てるのは死を意味すること」といったことは、ホッブズは書いていない。行路社版、八三ページ、「そして、コースを捨てることは、死ぬことである」。

(33) 第一〇章第二節、一〇四ページ後ろ七行、「何がある人にとっては生命力の仕組みを助長し：他の人にとっては悲しみをもたらすかを知っております」。

この訳文で「何が」に当たるものが、原文にはない。強いていえば、*that which* であるが、*what* は記されてい

ない。また、意味も微妙にずれているように思う。行路社版、八六ページ、「ある人においては生命体の構造を助長し、促進し、それゆえ歓喜をもたらすものが、他の人においては生命の構造を妨害し、悲しみをもたらすということを知っている」。

(34) 同章第三節、一〇四ページ四行、「名誉にあずかりえないようなものを…」。

この節において、感覚的な喜びを主として求める人間が名誉や栄光を求めないということをホップズは論じている。したがって、田中訳では意味が逆になる。この箇所の藤原元訳は、「名誉に与りえないようなものを」であり、田中訳はこの藤原訳の誤りを継承していることになる。行路社版、八五ページ、「名誉に役立つようなことを」。

(35) 同章第三節、一〇五ページ七行、「精神的な動き」。

ホップズは、人間の体の中で *spins* が動き回っていると考えている。したがって、「精神的な動き」という漠然とした訳語は適当ではない。行路社版、八五ページ、「スピンス「精気」」。

(36) 同章第四節、一〇五ページ後ろ五行、「マ第四章第三節」

(ママ)とあるので、原文が間違っているということなのであろう。しかし、次の(37)で示すように、間違っているのは田中氏で、ホップズではない。

(37) 同章同節、一〇五ページ、後ろ五行、「速やかにととのえる」。

「ととのえる」は原文の *ranging* としか考えようがない。もちろん誤訳である。ホップズは、第四章第三節で、ヤキヤキ (*ranging*) について論じている。行路社版、八六ページ、「速やかなさまよひ」。

(38) 同章同節、一〇六ページ一行、「事物を喜ばせたり悲しませたり」。

人間が「事物」を喜ばせ、あるいは悲しませることができたらどうか。藤原元訳が「事物を喜ばせたり悲しませたり」であり、それに追随した結果と考える。この一節の前後も、ほとんど藤原元訳と変わらない。行路社版、八六ページ、「事物を喜ばしいものにして見せ、あるいは、悲しむべきものにして見せる」。

(39) 同章同節、同ページ八行、「鈍感な精神」。

「鈍感な人々」の誤り。この箇所について藤原元訳は正しい。

(40) 同章第五節、同ページ後ろ五行、「気の利いた言葉」。

「気の利いた言葉」は、witty observation の訳語であると思われるが、田中訳は藤原元訳と同じ間違いを犯している。

(41) 同章第七節、一〇七ページ七行、「軽薄さも他人と区別されうる」。

この箇所ではホップズは、愚鈍と軽薄さについて論じている。ここに挙げた箇所の原文は、distinct from the other である。the other は愚鈍である。田中訳は、藤原元訳、「他から区別されうる」を継承している。行路社版、八七ページ、「極端な軽薄は、極端な鈍感さとはまったく別の生まれながらの愚かさであり…」。

(42) 同章第八節、一〇七ページ後ろ八行以下。

この節において、ホップズは頑迷さとは何かを論じる一方、人間の本来の知力の平等性を述べている。田中訳は、藤原元訳に引きずられて、その点が曖昧なように思われる。行路社版、八七～八ページのこの節を参照されたい。

(43) 同章第九節、一〇八ページ六行以下「人々が狂気と呼ぶもので、…自分が他のすべての人びとに優越している」。

この箇所も藤原元訳による誤訳である。この箇所は行路社版との相違が大きいので、行路社版を引用する。田中訳と比較していただきたい。行路社版、八八ページ、「精神のもう一つの、そして、もつとも基本的な欠陥は、人々が狂気 (MADNESS) と呼ぶものである。これは、ある想像力が他のすべての想像力を凌駕してしまうことであって、その支配力の強力さのゆえに、その想像力以外からはなんら情念をわれわれがもてなくなってしまう場合のことである」。

(44) 第一章、一一一ページ以下。

この章において、ホップズは宗教について論じていて、私には、藤原元訳も田中訳も多くの誤りを犯し、理解不能な箇所も多々あるように思われた。私はホップズ研究を彼の宗教論に焦点をあてることによって開始したので、この章の私の翻訳にはそれなりの自信がある。したがって、この章全体について、行路社版と比較されることを読者にお願したい。また、訳注も参照されたい。そのことを前提して、大きな問題と思われることに限定して、疑問を提示していく。

同章第五節、一一五ページ六行、「無形の霊…有形の霊」

無形と有形という言葉は、原語では、*incorporeal* と *corporeal* である。この言葉はこの節以降何度も用いられている言葉である。藤原元訳でも無形と有形という訳語になっている。しかし、我々はホップズが唯物論者であったことを忘れてはならない。⁽¹¹⁾したがって、語源 *corpus* (物体、物質、体) に忠実に、非物質的と物質的という訳語を用いるべきであると私は考える。

(45) 同章同節、一一六ページ後ろ三行、「本体」

原語は *body* である。(44) に記した理由により、物体と訳すのが正しいと考える。

(46) 同章第七節、一一九ページ九行、「(この出典は…)」。

田中氏は、ホップズがこの箇所で、「コリントの信徒への手紙一」第三章第一一節を引用して、イエス・キリストという「土台」が大切だと述べているのに対し、「ヨハネの手紙一」第四章第二節が正しい出典だと記している。その根拠が分からない。

(47) 同章第八節、一二〇ページ八行、「だからこそ天国が現れるときには、愛はもとより、信仰がなくなるよ
うなことは許されません」。

愛はみずからに今欠けているものを求めることであり、信仰は自然理性であれ啓示であれ今自分にはつきり分かっていないことだから、信じるのである。天国に入った時には神に直接包まれるのであるから、神への愛も信仰も存在する必要がない。今は「鏡に映ったものをおぼろに見ている」から、愛と信仰が必要なのである。行路社版、九八ページ、「さもなければ、われわれが天国に入った際に、「神への」愛ばかりではなく、信仰もまた終わらないということになってしまいが、これは聖書の教義に反している」。

(48) 同章第九節、一二一ページ後ろ七行、「その者は」。
原語は *ἦν* であるが、この場合は神のことである。

(49) 同章第一〇節、一二一ページ後ろ二行、「このことを知れば、イエス・キリストが肉体の形をとってこられたというこの根本的な点を批判しないのはおかしいという疑問や論争が起こったばあい、だれにとってもこの聖書解釈だけが…」。

この文章は私には意味不明である。まず、行路社版を示す。九九ページ、「なんらかの疑義あるいは論争が生じ、それがイエス・キリストが肉となってこられたというこの根本的な点を問題としないものであれば、いかなる人

にとっても、自分自身の推論や霊、つまりは、自分自身の意見を信頼するよりも、聖書についての教会の「聖職者たちの」解釈を信頼する方が安全である」。田中訳の、「このことを知れば」は、同章第九節にも出てくる訳語であるが、*Seeing* を訳す際の藤原元訳の癖というべきもので、田中訳がそれを継承したということなのだろう。

次に、田中訳「この聖書解釈」、行路社版、「聖書についての教会の〔聖職者たちの〕解釈」は、まったく違った原文の訳語と思われるであろうが、*their interpretation* とどう同一の原文の訳語である。問題は、*their* が何を受ける代名詞かということである。文脈からして、*the church* ということになるが、それは単数である。これについて、私は、ノミナリスト・ホップズにとっては、教会についても教会を構成する人々は存在しても、教会という抽象的なものは存在しないので、このような用語法をホップズが採用したと考えて訳した。なお、教会の構成員といっても平信徒は含まないと考える。そのことは、まずは文脈からそうとしか理解できないからであるが、補足すれば、ヘンリー八世の至上令を復興したエリザベス一世が、ヘンリーの場合には教会の *supreme head* という言葉が用いられていたのに対し、男性のみからなる聖職者の団体である教会の首長を意味する *head* という言葉を女性である自分について用いると反発が大きいと考えて、あえて *head* を用いず、*supreme governor* という言葉を用いたとされることから、当時においては教会は聖職者の団体と考えるのが普通だったと理解したからである。ノミナリズムとホップズの用語法については、行路社版訳注(75) 参照。

(50) 同章第一二節、一二四ページ五行、「そしてそれらは、それ自身の本質からしてさして重要ではないので、やがて不体裁や不和を避けるためにも、共通の同意によってそれとは反対の決着を見るにいたるでありますよ」。この訳は間違いである。藤原元訳ときわめて類似しているので、藤原元訳を掲げる。「そしてそれらはそれ自身の本質からして、さして重要ではないので、やがて不体裁や不和を避けるためにも、共通の同意によってそれと

は反対の決着をみるにいたるであろう」。行路社版、一〇一ページ、「そして、これらのことは、不体裁や不和を避けるために、共通の同意によって別の決定が下されるまでは、それ自体の本性においては〔尊敬と軽蔑のどちらでもなく〕無規定なインディファラントことがらである」。田中・藤原の両氏は、宗教改革以降の教会史において、indifferentという言葉がどのように使われたか承知していなかったもので、前述のような訳になったのであろう。行路社版のこの箇所一〇二ページに付した訳注(46)をここに記しておく。「宗教改革以降の各教派の争いにおいて、礼拝の様式や聖職者の服装など様々なことが論争された。そのため、キリスト教の信仰上、『本質的なことがら』とそれ以外のこととを分けて、争いを避けようとする立場が生まれた。ホップズもこの立場に立っている。かれによれば、『イエスはキリストである』ということだけが本質的な信仰箇条で、それ以外はここにいる『無規定な』ことからである。これを通常 indifferent matters と云う」。

(51) 第二章第一節、一二六ページ九行、「思慮の意味するところは〔なにかをなすなさないの〕自由の留保」であります」。

田中訳の「自由の留保」の原語は、the taking away of our own liberty である。したがって、田中訳は間違っている。ホップズは、ここで deliberation について彼なりの語源的説明を行っている。すなわち、de + liberation だということである。したがって、行路社版のようなことになる。一〇四ページ、「思慮とはわれわれ自身の自由を取り去ることを意味する」。

(52) 第三章第三節、一三四ページ五行、「きわめて貧しい能力であっても明白かつ最も低次でひかえ目な原理から出発し、ゆっくりときわめて綿密な推論によって」。

藤原元訳は、「きわめて貧しい能力にすら明白な、もっとも低くかつ控え目な原理から出発し、ゆっくりときわ

めて綿密なる推論をもつて」。類似しているのではないだろうか。どちらも、意味があまり分からない点では同じである。行路社版、一〇九ページ、「もつとも貧しい能力〔しかもたない人に〕とつてさえも明証的な、きわめて低次の控え目な原理から出発し、ゆっくりときわめて周到な推論によつて」。

(53) 同章第六節、一三六ページ後ろ一行以下、「かく欲し、かく命ずるのが真意だが、それも理性あつての真意なのだ、といういい方でありましょう。そして命令がたくしたちに行動を起こさせる理由があるばあいには、その命令は法と呼ばれます」。

この箇所ではホップズはノミナリズムの主意主義的な法理論に依拠している。そのことを意識して訳すべきだと考える。行路社版、一一一―一二ページ、「私はかく欲し、私はかく命ずる (Sic volo, sic jubeo) と述べる」とは、「私の」意志を理由 (理性) に代えよ (Sic pro ratione voluntas) という別の条項がなければ、適切ではないからである。そして、その命令がわれわれをその行為に動かす十分な理由である場合、その命令は法 (LAW) と呼ばれる」。

(54) 同章第一一節、一三九ページ八行以下、「話したとおりに受け取られていると考えられる沈黙は同意のしるしであります。したがいまして、否という語をまったく発しない人は同意していると考えられる」。

ここで、翻訳の多様性を示すために、伊藤宏之・服部秀和氏の訳も掲げる。「『彼の意図のためにとられるべき記号』と同じものであると『信じている』人においては、『沈黙』はまさにそのことの記号なのである』。というのは、彼が同意していないならば、同じように話す労をとらねばならないし、そうでないのは、彼が同じことを意図しているということだからである」⁽¹²⁾。

私にはこの二つの訳の意味がともに分からない。行路社版、一一四ページ、「沈黙は、沈黙が同意と理解される

であろうと考えている人々においては、同意のしるしである。というのは、否 (No) というためにはほとんどさんの労も必要とはしないからである。この場合、否をいわない人は同意しているとみなされなければならない」。

(55) 第四章第二節、一四一ページ七行、「そこで必要なのは、ほんのわずかな力だけなので」。

この訳文の原文は、'since there needth but little force to the taking away of a man's life.'である。これはホップズが自然状態について論じている文章の出発点である。文章通り訳すべきである。念のために、行路社版、一六ページの訳語を掲げておく。「人間の生命を奪うにはほんのわずかの暴力しか必要としないからである」。

(56) 同章第八節、一四三ページ後ろ一行以下、「わたくしは、かれについての判定がわたくしの利益にかなっているかどうかにかかわらず、かれについて判断する理性を有していることになる」。

この節は自然状態において、自己の安全について他者を裁判官にすることができないことを論じている箇所である。少し難解な箇所である。行路社版の対応箇所を示すが、その前もお読みいただきたい。一一八ページ、「それゆえ、私は、その人の判決について、それが私の利益にかなっているか否かを判断する理性〔理由〕を有することになる〔ので、結局、私が私の裁判官であるということになる〕」。

(57) 同章第一〇節、一四四ページ七行、「人はすべて、生まれながらにあらゆるものにたいして、みずからが好む人にしてあげたいと思うことをなんでもしてさしあげ…」。

この訳語には驚いた。原文は、'Every man by nature hath right to all things, that is to say, to do whatsoever he listeth to whom he listeth'である。⁽¹³⁾ 行路社版、一一八ページ、「すべての人は生まれながらにしてすべてのものに対する権利を有する。換言すれば、自分が望む相手に対して自分が望む一切のを行い…」。この場合、ホップズは相手にその生命も含めて危害が及ぶ行為を念頭に置いており、そうでなければホップズの政治理

論は成り立たない。この後、ホップズはただちに、一一節において「一方は権利によって侵害し、一方は権利によって抵抗し、そのため、人間は果てしのない不信のうちに生活し、相互に先手を取る方法を研究する。したがって、この自然的自由における人間の状態は戦争の状態である」と述べ、一二節では、「敵対と戦争の状態は、それによって自然そのものが破壊され、人間が相互に殺しあう状態である」と論じていく。行路社版、一一九ページ参照。ここでホップズが「権利によって」という言葉を用いていることに注目するべきである。動物のようにその時々欲求によって侵害し、あるいは抵抗するのではない。この点に動物と人間の一つの違いがある。このことを強調しているのがシュトラウスである。この点については、行路社版の訳注(51)及び本拙稿末尾を参照されたい。

(58) 第一章各節要約、一四八ページ。

このページまでは、「意志」という表記が用いられてきた。このページ以降、「意思」になり、さらに後には「意志」になる。統一するべきであろう。なお、他の箇所と同様、この節も厳密に見ていくと、論理の整合しない訳が見られるが、論じることを省略した。

(59) 同章第一節、一四九ページ一行、「これまで名前をあげた人びと」。

どこにも名前をあげた人びとの箇所はない。行路社版の、一二二ページ、「これまで自然法について書いてきた人々」の箇所を田中氏が誤解したのであろう。

(60) 同章同節、一五〇ページ二行、「わたしたちに宣言すること以外には、自然法の戒律はありえない」。

藤原元訳は、「われわれに宣言するもの以外に自然法(NATURAL LAW)の戒律はありえない」。戒律という言葉の原語は、preceptsである。行路社版、一二三ページ、「われわれに宣言する諸格率が自然法(NATURAL LAW)

であって、その他に自然法の格率はありえない。」

(61) 同章第七節、一五三ページ六行、「無償贈与においては、現在もしくは過去の言葉以外の言葉をなんら拘束するものではありません。」

「言葉を拘束する」というのはどういふことだろうか。行路社版、一二六ページ、「無償贈与においては、現在に関する、(de presenti) もの、もしくは過去に関する、(de praeterito) もの以外のいかなる語も拘束力をもたない」。(62) 同章第一〇節、一五五ページ六行、「それによって、自分自身と契約した相手の貪欲さやその他の情念にそむくこととなります」。

betrayをこのように訳したのであろう。しかし、相手の貪欲さ等に背くのであれば、なんら不都合なことではない。betray oneselfという用法を知らなかったということであろう。行路社版、一二八ページ、「自分が契約する相手の貪欲さやその他の情念に対するみずからの無知をさらけ出しているにすぎない」。

(63) 同章第一二節、一五六ページ四行、「現実に存在しないものと信約を結び…不可能であります」。

現実中存在しないものと契約や信約を結ぶことは確かに不可能である。またこの節では、神との契約の意味や、動物と信約を結ぶことが不可能であることが述べられているが、田中訳ではそれが明瞭ではない。行路社版、一二八ページ。「権利を自分が受け取るということを宣言することが、生まれながらにあるいは不在によってできない者、もしくは、可能であるとしてもそれが現実的ではないものとは信約を結ぶことも、あるいはこれに対して贈与を行うこともできない」。

(64) 同章第一二節、一五六ページ後八行以下、本節全体。

この第一二節は、どのような場合に信約が解除されるかを論じている。信約を履行する主体は誰か、解除する

主体は誰か、換言すれば、信約者が何を行い、被信約者が何を行うかが明確に訳されていなければならぬ。田中訳はその点が判然としていないので、分かりにくい。行路社版、一二九ページの当該箇所を参照されたい。

(65) 同章第一三節、一五七ページ三行、「泥棒に翌日一〇〇ポンド与えたのに」。

屁理屈をいうようだが、「翌日…与えた」というのはどういうことか分からない。

(66) 同章同節、一五七ページ七行、「わたしたちが信約を結ぶといっても、恐怖からというより、実は貪欲にもとづいておこなう」。

行路社版、一二九ページ、「人間が恐怖にもとづいて行うことが、貪欲さから行うことと比べて確固としていないとするべき理由はなにもないと思われる」。

(67) 同章同節、一五八ページ五行、「合法的な信約は、泥棒にたいしてすら義務を課することができる」。

信約履行の義務を遵守する者は泥棒とはいえないのではないだろうか。行路社版、一三〇ページ、「合法的なこととがらに関する信約は、たとえ泥棒を相手とするものであったとしても義務付けるのである」。なお、この節については他にもホップズの論理に対する誤解が見られる。一五七ページ後ろ五行、「それ〔信約〕を守っていれば死の恐怖がないと感じなかったとしたら、自分自身の意志と力によって自身を処するという自然の与えた自由を…」は、「自然は人間にみずからの意志と力によって自分自身を統治する自由を与えたが、この自由を保持することに死の恐怖を感じないとすれば…」が正しく、同ページ後ろ三行、「戦場で捕虜になった者は、もしも生命を助けてくれる約束がなされなければ、どうしてそれを信頼して身代金の要求に応じ、殺されないようにする」は、その逆の「戦争における捕虜が、もしも生命を許すことの見返りに約束を履行するよう拘束されないとすれば、どうして、そのような捕虜を信頼して身代金を求め、殺さないでおくべきだということになるだろうか」が正しい

と考える。この後者は藤原訳の誤りを継承している。この節全体について、行路社版を参照されたい。

(68) 第一六章各節要約、一六一ページ、一二節要約、「公正な取引は自然法にかなう」。

「公正な取引」は、*indifference of commerce* の訳語であろうが、一二節には、それとは異なったことが記されている。行路社版、一三四ページ、「通商に関して差別を設けないことは自然法に属すること」。なお、田中訳は藤原元訳の誤謬を継承している。

(69) 同章第一節、一六二ページ三行、「したがいまして…という自然法、さらには、…ということが、同様に自然法でなければ、なんら効力を持ちません」。

この文章は岩波文庫の当該箇所を実際にご覧いただきたいが、主語がない。行路社版、一三三ページ、「すべての人は…権利をみずから捨てるべきであるということ』は、『すべての人はみずから結んだ信約を遵守し、履行するよう義務付けられる』ということもまたその同一の自然の法ではないとすれば、まったく無益であり、いかなる効力もたないことになってしまう」。

(70) 同章同節、一六二ページ九行、「なんの権利なのでしょうか」。

この訳語で「権利」に対応すると考えられる原語は、*benefit* である。前記(69)に掲げた該当箇所は、「まったく無益であり」である。

(71) 同章第二節、一六二ページ六行、「…不正と呼ばれます。といいますのは、そのことは、…なんの権利もなしに、…」。

この箇所は、ホップズが不正とは何かを説明している箇所なので、正確な訳が求められる。行路社版、一三四ページ、「信約の不履行もしくは違反が、人々が侵害 (*INJURY*) —— なんらかの作為もしくは不作為からなる――

—と呼ぶものであり、それゆえ、不正 (UNJUST) と呼ばれる。というのは、それは *ius* すなわち権利を欠いた行為もしくは不作為だからである」。つまり、ホッブズは *ius* を欠いた行為だから、*unjust* だといっているのである。

(72) 同章同節、一六三ページ八行、「背理が論争における一種の不合理でありますように、侵害も交わりの不合理であります」。

この箇所は、論争と人間の交際を対比して、両者をいわば鏡像のように説明している。行路社版、一三四ページ、「侵害は交際における背理であり、それは背理が論争における一種の不正義であるのと同様である」。

(73) 同章第五節、一六六ページ、「わたしたちの気前のよさが他人よりも自分に多く向かうようにしても」。

自分の気前のよさが他人よりも自分に向かうのは、ホッブズの人間理解からすれば当たり前で、ホッブズはそのようなことをこの箇所ですべてはしていない。行路社版、一三七ページ、「われわれの気前の良さがその人だけではなく、他の人にも拡大されるべきであるとしても、信約によってそうするよう義務付けられていない限りは、そうなのである」。

(74) 同章第六節、一六六ページ九行以下、本節全体。

この節は、自然状態が戦争状態となることの一つの説明であり、きわめて重要な箇所である。田中訳はおおむね藤原元訳に依拠し、藤原元訳の誤っている箇所は継承し、正確な箇所は逆の意味になるように変更している。この箇所の田中訳は私にはまったく理解できない訳文である。行路社版の一三七ページの該当箇所をお読みいただければ分かることであるが、少し田中訳の問題点を説明する。一六六ページ後ろ一行、「かれがそのようにしな

ければ」は、藤原元訳では、「かれがそのようにしないとしたりならば」であり、ともに誤りで、行路社版では、「信頼されている人がそのようなことをするとすれば」と訳した。一六七ページ一行、「相互防衛を図ります」は、藤原元訳では、「お互いを防衛しようともせず」に」で、この箇所は藤原元訳が正しい。行路社版は、「人間はお互いの防衛のために相互に協議することなどあえてすることはなく」とした。同ページ三行、「耐えていく」は藤原元訳もそうなっているが、原語は *abide* であり、「留まる」が正しい。同ページ四行、「なんらかの和平の申し入れをなさなければならぬ」は、藤原元訳を見ると、「和平のなんらかの申し入れをなさねばならないほどの相互の危険に陥らざるをえない」であり、両方とも誤りである。行路社版、「和平のいかなる申し入れをすることも、相互の危険にそれだけいっそう陥るだけにすぎないと恐れる」。

(75) 同章第一〇節、一六九ページ後ろ五行、「自惚れは理性に反しています」。

藤原元訳は、「自惚れは、理性に反する」であり、田中訳はその継承と考えられる。原文は、*whatsoever is vain, is against reason* なので、行路社版、一三九ページ、「無益なことはすべて理性に反する」と訳した。

(76) 同章第一二節、一六九ページ後ろ一行、「享受するに値しない」。

この田中訳では、「何を」享受するかが抜けている。この箇所も、藤原元訳の影響あるいは誤読による誤訳のようである。行路社版、一四〇ページ、「生命そのものが享受するに値するとはみなされず」。

(77) 同章同節、一七〇ページ五行、「そのような〔自然〕法を守ることはきわめてむずかしいのであります。ホップズはこのようなことを書いていない。藤原元訳は、「このような法は実践されることがきわめて稀である」であり、正しい翻訳である。

(78) 同章第一二節、一七〇ページ後ろ三行、「相互に公平に」。

(68) で記したが、この訳は藤原元訳を継承した結果の誤訳と思われる。行路社版、一四〇ページ、「人々は相互にわけ隔てなく通商や交易を認めるべきである」。

(79) 同章第一三節、一七一ページ後ろ二行、「平和は普遍的な自然法〔のひとつ〕であります…」。

〔のひとつ〕をなぜ付加したのか不可解である。ホップズの自然法は「平和を求めよ」に尽きると考える。ホップズはその意味で *general* という形容詞を使ったのである。

(80) 第一七章各節要約、一七二ページ。

この章は、これまで論じてきた自然法以外の自然法について述べている章である。第一節の原文の一部を示すと、*every man acknowledge other for his equal* となっている。単数の主語に対し、動詞が原型であるので、仮定法現在が使用されているということになる。したがって、「…べきである」、等の訳が正しい。田中訳は、第一、二、三節については、その点については正しい訳になっているが、第四節についてはそうになっていない。この仮定法現在の問題は他の箇所にもあるので、ここに記しておく。

(81) 同章同箇所、一七二ページ二行、「平等なるものを平等である」と認めるべきである」。

この箇所の藤原元訳は、「平等なるものに、平等なるものと、(*aequalia aequalibus*) 認めるべきである」であり、いささか意味が不鮮明である。田中訳はこれに引きずられたのだろうか。行路社版、一四二ページ、「人間は平等なもの、を平等なものに、(*aequalia aequalibus*) 認めるべきである」。つまり、平等なものには等しいものを承認し、与えるべきだということ、平等な者を平等であると認めるべきだということではない。

(82) 同章同箇所、一七二ページ九行、「まえぶれなしになが自然法であるかを知ること」。

原文は、*How to know* で始まっている。行路社版、一四二ページ、「なにが自然法であるかを即座に知る方法」。

(83) 同章同箇所、一七二ページ後ろ一行、「罪と罰、…」。
 行路社版、一四二ページ、「罰の悪 (*malum poenæ*) と罪の悪 (*malum culpæ*)」。この箇所の藤原元訳は、「罰 (*malum poenæ*) と罪 (*malum culpæ*)」であるので、田中訳はそれを継承したものと考えられる。ともに *malum* を訳していない。この「罰の悪 (*malum poenæ*) と罪の悪 (*malum culpæ*)」の区別は、トマス・アクィナスが『神学大全』で論じている。⁽¹⁴⁾

(84) 同章第一節、一七三ページ九行、後ろ五行、「すべての政治」、「政治〔思想〕のすべてのしくみ」。

「政治」に当たる原語は *politics* であり、上記の二つとも「政治学」が正しいと考え、行路社版、一四三ページではそのように訳した。ちなみに、藤原元訳では、「すべての政治」、「政治思想のすべての仕組み」となっている。田中訳、藤原元訳で「しくみ」、「仕組み」と訳されている原語は *frame* であり、かなり違和感のある訳語である。そもそも、「政治思想のしくみ」というのはなんのことだろうか。私は、「政治学の枠組み」と訳した。行路社版、一四三ページ。

(85) 同章第二節、一七四ページ後ろ五行、「新鮮な空気」。

「新鮮な空気」の原語は、*free air* である。行路社版、一四四ページでは、「自由な空気」と訳した。生きるためには、まことに当然ながら、空気を自由に吸うことが必要であり、その意味である。確かに日本語としては違和感のある訳語かもしれない。しかし、*free* を「新鮮な」と訳すことは私には私にはできない。藤原元訳でも田中訳と同様、「新鮮な空気」となっている。

(86) 同章同節、一七四ページ後ろ二行、「わたくしたちが相互に平和〔状態〕にあるときは多くの権利が保有されているということを知れば」。

藤原元訳、「われわれがお互いの平和にはいつていくとき、おおくの権利が保持されているということを知るならば」。この藤原元訳は、やや分かりにくいのが、おおむね正確である。田中訳は、「知れば」という表現から、藤原元訳を元に行っていることが分かる。しかし、それに田中氏独自の修正を施している。田中訳が正しいとすれば、自然状態よりも平和状態にある時に、人間は多くの権利を保有するという、ホップズのこの言葉以前の主張とは矛盾したことがここに記されているということになる。行路社版、一四四ページ、「われわれが相互の平和に入る際、多くの権利が保持されるので」。

(87) 同章第三節、一七五ページ後ろ三行、「共同で使用されるべきものはそれを無制限に使用すべきであるのに、十分〔に多く〕ではない少数の人が他の人よりも多く使用するとしたら」。

この文章は私には理解不能である。「十分〔に多く〕ではない少数の人」というのは、どういうことなのだろうか。行路社版、一四四ページ、「共同で使用されるべきものが、それを使用する人々が制限なしに使用することができるほど十分にはないと仮定すると」。

(88) 同章同節、一七六ページ一行、「このこと〔少数者が多く所有すること〕」。

この「少数者が多く所有すること」という補足は間違いだである。「このこと」は第三節冒頭の自然法を指している。

(89) 同章同節、一七六ページ三行、「自分の所有権」。

この節でホップズは、共同で使用するべきものについて論じている。したがって、そのようなものについて「自分の所有権」があるわけではない。藤原元訳は、「自分の共有権」となっている。行路社版、一四五ページ、「共有のものに関する自分の権利」。

(90) 同章第四節、一七六ページ七行、「その使用者が変わるばあいには、最初の人にその使用の優先権が認められるべきであり、その優先権なくして平等な者にするためには、くじ引き以外の方法はないのであります」。

この文章は、田中氏の独自の訳のようであるが、意味不明である。行路社版、一四五ページ、「交互の使用に關しては、はじめに使う人が得をすることになり、その利益を平等にするためには、くじ以外の方法は存在しない」。田中訳は、藤原元訳をこの箇所でも参照していると考えるが、少々分りにくかったので上記の訳を独自に考えたのであろう。田中訳で「くじ引き」とあるのは、藤原元訳も行路社版と同じく、「くじ」と訳している言葉である。くじにもいろいろあるという議論をホッブズがしている箇所がある。「くじ引き」は「くじ」の中の一つなのでふさわしい訳語ではないと考える。

(91) 同章第六節、一七七ページ五行、「人々は、…それらを順守すべく努力いたします。…これらの〔自然〕法〔の教え〕は破約されず」。

これは、藤原元訳をほぼ踏襲した誤訳である。どちらもホッブズの原文の構文が理解できていない。行路社版、一四六ページ、「人間が上述の自然法に同意し、それを遵守するよう努力したとしても、しかし、人間の情念は、いかなる行為により、そして行為のいかなる事情によってこの自然法が破られるかということを理解することを困難にする」。

(92) 同章第八節、一七九ページ三行、「助言者がだれであるかにかかわらず、人は自分自身にとって有益有害であるかによって…こうした助言は意志的な行為でありまた助言者のためにもなるということを考えますと、それは助言者の善し悪しを考える正当な理由となるからであります。またなにもないとしても、不本意ながら耳にした助言は、それを聞こうとしない人にとっては…」。

この箇所の藤原元訳は、「人は、その助言者にとってではなく、自分自身にとって有益であるかあるいは有害であるものに関してのみ助言を受けるのであり、かつかかる助言は意志的な行為であり、それゆえ助言者のためにもなるということを考えにいれるならば、しばしば助言者に疑念をはさむ正当な理由が存在することにもなる。また何もないとしても、なおも本意に耳にした助言は、それを聞こうとしない人にとって：」である。田中氏は、この藤原訳を元に改訳したのである。しかし、どちらの訳も意味が分かりにくい。行路社版、一四七ページ、「人が助言を受けるのは、自分自身の善もしくは危害にかかわることから関してのみであって、助言者の善もしくは危害にかかわることから関してではなく、しかも、助言は「助言者の」意志にもとづく行為であり、それゆえ助言者の善にも資するので、助言者を疑うべき正当な理由が存在することもしばしばあるからである」。(93) 同章第九節、一七九ページ後ろ七行以下。九節全体。

この節の訳文は意味不明であり、行路社版の一四八ページの該当箇所を参照していただきたい。問題を指摘しておく。この節でホップズは、行路社版では、「考察する時間がほんのわずかしかない咄嗟の場合に」と、田中訳では、「考える時間がきわめてわずかしかなく、またあらゆる突然のできごとについて、「自然法を認識する方法を述べている。その行論において、私がそれには、「多大な困難と鋭い洞察力が必要とされると考える人がいるかもしれない」と訳した箇所が、田中訳では、「きわめて多くの時間と明敏さ：」となっている。時間がない時に「きわめて多くの時間」が必要だというのは矛盾であるが、藤原元訳に「多くの時間と明敏さ」とあるのでそれに倣ったのだろう。また、「これらの情念がなくても」という田中訳は、藤原元訳の「これらの情念がないならば」を改訳したものと思われる。原語は、without these passions である。この場合は、「このような情念とは別個に」ということであろう。さらに、田中訳の「そのことは(いわば)「考える」尺度を変えるところ：」の

評書
箇所も、藤原元訳にほぼ等しい。しかし、「尺度」に当たる原語は、*the scales* であり、「秤」とするべきである。そう理解しなかったため、行路社版の、「すべての人間の情念はその人自身の秤では重く、隣人の秤では軽い」という、おそらくホップズの述べたかったことを言い表す訳語になっていない。

(94) 同章第一〇節、一八〇ページ七行以下。一〇節全体。

この節もまた意味不明である。行路社版の一四八ページ以下の該当箇所を参照されたい。ここでも少し解説を加える。まずこの節冒頭の、「自然法はわたくしたちに人を裁く者の地位を認めず」は、田中氏の独自の訳であるが、誤訳である。ホップズは、自然状態における不都合の一つは各人が自分自身の案件についてみずから裁判官であるということであるという趣旨でこの文章を書いている。したがって、「人を裁く者」というのは間違いである。これに続けて、自然法は、「自分自身の彫像を刻むことを禁じ」というのだが、これほど文脈と関係のない、意味不明な言葉は訳文として稀有だと思う。実は、これも藤原元訳の「われわれ自身の彫刻者であること」を踏襲した誤訳である。原語は、*our own carvers* であり、この場合の *carver* は貴族たちの食卓に侍して、肉を切り分ける者をいう。自分で自分の食べたい分だけ肉を切り分ければ、その人間にとっては好都合であろうが、もちろん不公平になる。次に、この節でホップズが述べている自然法の訳も意味不明である。この自然法を述べた後、ホップズは、行路社版一四九ページ、「理性は、個々の自然法を遵守するよう努力し、その心構えをする意欲と不断の意図を要求し、それ以上のもは要求しない」と述べているが、田中訳では、藤原元訳と同様、原語の *no more but* … の語感が訳されていない。

(95) 同章第一二節、一八二ページ二行、「しかし上述した指示の数々は、自然に由来するものとはいえ、命令ではありません」。

なぜ、「自然に由来するものとはいえ」という逆接になるのだろうか。この箇所は法とは命令権を有する者の命令であるというホップズの法理論を前提としている。行路社版、一五〇ページ、「法は（正確に述べるならば）命令であり、上述の指示は、自然から生じるものであって、命令ではない。したがって、これが法と呼ばれるのは、自然のゆえではなく、自然の創造者である全能の神のゆえである」。

(96) 同章第一四節、一八三ページ七行、「罪と罰の区別が生じます。罪とは、心のなかにある苦痛とか悩みでありまして、罰とは、理性や自然法に反する行為をすることであります」。

これは、(83)ですすでに述べた事柄である。ここにおいても田中訳は藤原元訳を継承している。しかし、「罪とは」以下については、藤原訳とは逆に訳している。藤原訳、「けだし罰はなんらかの心の苦痛や悩みであるが、罪は理性および自然法に反した行動である」。(104)でも述べるが、田中氏は「罪」と「罰」を逆に理解しているのではないだろうか。行路社版、一五一ページ、「このことからあの罰の悪 (*malum poenae*) と罪の悪 (*malum culpae*) の区別が生じる。罰の悪はなんであれなんらかの精神の苦痛や悩みであるが、罪の悪は理性および自然法に反した行動である」。

(97) 同章一五節、一八五ページ一行、「戦争において恐れられるものは自然法であって、自然法は恐怖から人が自己保存を図るようにするからです」。

この文章は、自然法が戦争において畏怖される対象であると述べているものとしか読めない。後段の、「自然法は……」はその理由づけということになる。しかし、ホップズはそのようなことは述べていない。原文は、*to be formidable, is the law of nature in war*であり、行路社版、一五二ページ、「恐れられることは戦争における自然法にはかならない。戦時において恐れられることは人間が自分自身の力にもとづいて有する保護である」。

(98) 同章同節、一八五ページ四行、「衡平、正義、名譽はなんであれ、すべて徳のうちにくまれています」。これは主語と目的語を逆に訳した誤訳である。行路社版、一五二ページ、「衡平、正義および名譽の中にいかなるものであれ一切の徳が含まれる」。

(99) 第一八章第一節、一八六ページ後ろ五行、「それらの〔神〕法に最も一致していると思われる聖書の箇所を摘出してみましょう」。

この章は、これまでに述べてきた自然法を聖書の章句によって正当化しようとしている箇所である。したがって、「神」法が問題ではない。「摘出」という言葉はこの文脈ではふさわしくないが、原語は produce であり、それを藤原元訳が「摘出する」と訳しているので、それを継承したのであろう。行路社版、一五三ページ、「提示することにする」。

(100) 同章第二節、一八六ページ後ろ二行、「ヘブライ人への手紙」第八章一〇節、一六節。

原文には、「ヘブライ人への手紙」第八章一〇節に続けて、「それらの日の後、わたしはわたしの法をかれらの心に置くであろう、と主はいわれる」という聖書からの引用が記されている。田中訳にはそれが脱落している。また、田中訳「一六節」とされている箇所は、原文では、正しく「一〇章一六節」となっている。

(101) 同章第五節、一八八ページ七行、「悪事をしないとの誓いを守る人」。

この訳語が原文のどこを訳したのか分からない。藤原元訳にもない。新共同訳聖書にしたがったということかもしれないが、後述(183)の問題もあるので、ホップズのテキストを訳すべきだと考える。行路社版、一五五ページ、「誓ったことは自分自身の損害になっても変えることのない者」。

(102) 同箇所、「信約が有効なところでは、人びとは謝すべきであり」。

原文は「men ought to be grateful, where no covenant passeth」である。行路社版、一五五ページ、「いかなる信約も結ばれていない場合には、人間は感謝の念をもって処するべきである」。

(103) 同章第六節、一八八ページ後ろ四行、「神法の第二法典」。

この訳語は、藤原元訳と同じであるが、私は藤原・田中両氏とは異なる解釈にもとづいて訳した。ホップズがここで「神の法」という言葉で思い描いているものは、いわゆるモーセの十戒であり、これは通常神礼拝に関する部分と倫理に関する部分とにわけられ、the first table, the second table という。ホップズはこのことを念頭に置いて、the second table of the divine law という表現を(103)で用いたというのが私の解釈である。行路社版、一五五ページ、当該箇所参照。

(104) 同章第一〇節、一九二ページ二行、「それが自然法を無視し軽蔑したことから生じた行為であつても、〔自分自身の良心において罰とするならば〕全能の神によって罰せられない…」。

この箇所の藤原元訳は意味が分かりにくい訳になっている。田中訳はそれを継承したうえで、「自分自身の良心において罰とするならば」という補足を付したということなのであろう。補足するのであれば、「罰」よりは「罪」とするべきだと思う。しかし、そもそも誤訳である。行路社版、一五七ページ、「それが無視や軽蔑から生じる場合以外は」。また、本節の末尾、一九二ページ五行、「それを自分自身の良心において罰とするならば」の「罰」も「罪」の誤りである。(96)でも述べたが、田中氏は「罪」と「罰」を逆に理解しているとしか思えない。行路社版、一五八ページ、「みずからの良心においてそれを罪と認める場合にはいつでも」。

(105) 同章同節、一九二ページ、「全能の神は、善行であれ悪行であれ、それらの意志が問題であるといわれています」。

この箇所は、藤原元訳は正しいので、田中氏独自の誤訳である。(7)で述べた、take A for B が用いられている。行路社版、一五八ページ、「全能の神は、善・悪双方の行為について、意志を行為とみなすということを表明している」。

(106) 同章第一二節、一九二ページ後ろ五行、「審判の継続」。

この節で、ホップズは最後の審判とその後の処罰を問題にしている。最後の審判は一回きりで継続はありえない。そもそも「審判」という田中訳の原語は *punishment* なので、「処罰」が正しい。

(107) 同章第一二節、一九三ページ後ろ三行、「全能の神が、わたくしたちがどのように「人生を」歩んでいくかについて指示されることについて、審判の日にその厳密なお考えをお聞かせくださるようお願いすることは、不敬虔なことではありませんか」。

この箇所の原文は確かに分かりにくい。しかし、田中訳が誤訳であることも明らかであろう。最後の審判の日に、神が今この世で生きている人間の日常道徳について教示するという意味なのだろうが、それは無意味である。行路社版、一五九ページ、「全能の神は、この世での遍歴においてわれわれがしたがうべき「神の」命令についてと同様、自然法についても、裁きの日に、厳密な申し開きを要求すると考えることはなんら不敬虔にはあたらないと、私は考える」。最後の審判の日に、すべての人間が信仰についてのみならず、自然法にかかわる日常道徳についても、神によって裁かれるという意味である。

(108) 第十九章各節要約、一九四ページ、「二 戦時下にある自然法は、名誉以外になんの力も持っていないとしよう」と」。

原文は、*The law of nature in war is nothing but honour* である。行路社版、一六〇ページ、「戦争における

自然法は名誉にほかならない」。

(109) 同箇所、「五 人間ではなく理性を欠く動物たちのあいだでも一致して集合している理由」。

この訳文には主語がない。行路社版、一六〇ページ、「理性をもたないある種の動物の群れにおいて一致が存続し、人間の群れにおいてはそうではない原因」。

(110) 同章第二節、一九二ページ、「恐怖〔を人に与えることは〕」。

この「」の補足が間違っている。自分が感じている恐怖が問題なのである。行路社版、一六二ページの当該箇所参照。

(111) 同章第四節、一九七ページ後ろ五行以下。第四節全体。

私には田中訳のこの節が理解できなかった。すべての人間を畏怖せしめる権力の必要性を説くこの節は、ホッブズの政治理論において重要な箇所と思われる。行路社版、一六二ページの当該箇所と比較・対照されたい。

(112) 同章第五節、一九八ページ、第五節全体。

この節は、動物ではなく人間が争い合う理由を、ホッブズが五点にわたって説明している。田中訳は藤原元訳を基本的に下敷きにしてあるが、分かりにくい。行路社版、一六三ページ以下の五節をお読みいただきたい。少し具体的に問題点を指摘しておく。一九八ページ後ろ四行の「彼ら自身の種の優越」は、私は「自分の属する種の中での優越」と訳さないと、人間相互の競争を意味することにはならないと考える。一九九ページ一行の、「あらゆる人に顕著に見られます」は、藤原元訳の「あらゆる人間に顕著であり」の継承であろうが、問題は *distinct* という原語をどう訳すかであり、私は、この場合はこの語は「個別的」を意味すると考え、そのように訳した。

(113) 同章第六節、二〇〇ページ二行、「同意とは…十分な保障はないのであります」。

上記の田中訳の引用に当たって、三行ほど間の文章を抜かした。しかし、基本的構文はこれである。これでは意味をなさないことは明らかであろう。行路社版、一六四ページ、「同意（これによって私の理解するものは、一つの行為への多数の人間の意志の一致である）」は、依然として、なんらかの共通の権力の設立なしには人々の共通の平和のための十分な保障ではないということになる」。

(114) 同章第七節、二〇〇ページ後ろ五行、「連合体を作るということは、信約によって自分自身が指名し決定したあるひとりの人間が、ある一つの合議体にたいして、そのひともしくは合議体がなすべく〔信約を結んだ〕人びとに命じる行動をなすように：義務づけられる、ということの意味します」。

この文章は理解不能である。ただ確かに分かりにくい箇所ではある。行路社版、一六五ページ、「連合の形成は、すべての人間が信約によって自分自身を、自分たちすべてによって指名され決定されたある同一の人間もしくはある同一の協議会に対して、次の義務を負うものとするにほかならない。その義務とは、すなわち、前記の人間もしくは協議会が、自分たちに行うよう命じる行為を行い、そして、その人間もしくは協議会構成員が自分たちに禁じ、あるいは行わないよう命じる行為を行わないということである」。

四 「政治体としての人間について」

ここでは、『法の原理』第二部の田中訳を検討する。この第二部は、藤原先生との相談により、高野の担当とした箇所である。手前味噌ながら、高野元訳は比較的誤りが少なく、私は、今回の行路社版の翻訳を作成するにあたって、この第二部には第一部ほどの修正を加えなかったようである。そのせいだろうか、田中訳には、一九七〇年代に作成した高野元訳および行路社版と類似している箇所が多い。そのすべてを指摘することは現実的では

ないので、そのいくつかの指摘に留める。他方、異なっていて誤訳である箇所や高野元訳の誤りがそのまま継承されている箇所は存在するので、その点については指摘する。指摘にはここでも番号を付し、前節からの通し番号を使用する。

(115) 第一章各節要約、二〇七ページ六行、「一八…なにほどかの絶対的な主権が存在する」。
行路社版、一七一ページ、「どこかに絶対的な主権が存在する」。田中訳との相違点の原語は、*somewhere*である。

(116) 同章第二節、二〇九ページ後ろ八行、「その人びとのうちのひとりひとりがすべての行為に」。

田中訳のこの節は他の節と同様、高野元訳とほとんど変わっていない。ただこの箇所は、高野元訳が、「その人々のうちの一人一人がすべてその行為に」であるのに対して、「その行為」を「すべての行為」に変えている。原文は、*every particular man in that number*なので、各個人全員がという意味であり、「すべて」を行為にかけるのは誤りである。

(117) 同章第三節、二一〇ページ七行、後ろ六行、「政治体」。

この「政治体」という補足は、前記の(49)で述べた、ホップズのノミナリズムと関連すると考えて、高野元訳で高野が使用したものである。この問題については、(49)と同様、行路社版訳注(75)を参照されたい。

(118) 同章第五節、二二二ページ三行、「主権」。

主権の原語は、*a sovereign power*である。今から数年前、行路社版の元となる訳稿を飯島昇蔵早稲田大学政治経済学術院教授が読んで、誤りを指摘してくださった。その際、飯島氏からこの語は「主権的権力」と訳すのが正しいとの教示を受けた。この言葉はこれより後何度も出てくるが、行路社版ではすべて「主権的権力」とし

評た。飯島氏には感謝している。田中訳は、高野元訳のままになっている。

書 (119) 同章同節、二二二ページ後ろ七行、「その目的を達成するためには、信約によって譲渡されることがぜひとも必要であり…」。

この文章は、高野元訳の、何が譲渡される必要があるのかという部分が脱落している。行路社版、一七五ページ、「その目的を達成するために信約によって譲渡されることが必要な一切のものが譲渡される」。

(120) 同章第六節、二二二ページ後ろ三行、「それになんの強制力も与えず」。

原文は、without erecting of a power of coercion である。日本語だけで考えても、「それに」というのがなんのことであるのか判然としない。そもそも原文に「与えず」といったことは書かれていない。行路社版、一七五ページ、「なんら強制力を設けることなく」。

(121) 同章第一二節、二二六ページ四行、「主権という権力を持つ者は」。

この箇所、「主権という権力を持つ者は」の原文は、sovereign power であり、ホップズは少し抽象的に語っている。この語を受ける代名詞も *it* を使用している。したがって、「主権的権力」が正しい。

(122) 同章第一三節、二二六ページ六行以下、「主権の諸権限の総体」。

問題は、田中訳の「権限」という言葉である。原語はこの箇所では *rights* という複数形であるが、なにゆえ「権利」という訳語を用いなかったか不可解である。

(123) 同章第一四節、二二七ページ後ろ二行、「無制限に集められた」。

原文は、which we cannot limit である。高野元訳、行路社版、一八〇ページ、「〔こちらの側では〕制限しようもなす」。

(124) 同章第一五節、二一九ページ後ろ一行、「考えていました」。

原語は、suppose という現在形であり、実際ホップズは同世代の混合政体を是とする人々を批判するために、この節を書いていると考えられるので、過去形で訳すのは間違いである。

(125) 同章第一六節、二二〇ページ八行、「自分自身の決定者」。

「決定者」の原語は、carver である。(94) で、田中訳、一八〇ページの「彫像を刻むこと」を問題としたが、その箇所でもこの carver が用いられていた。同じ言葉の訳語とは思えないかもしれないが、原語は同じである。高野元訳は、「決定者」としていた。田中訳は、一八〇ページでは藤原元訳に引きずられ、この箇所では高野元訳を使ったことになる。(94) で述べたように、「肉の切り分け人」が正しい。⁽¹⁵⁾ ただ、意味としては、「決定者」の方が「彫像を刻むこと」よりはましだとは思おう。

(126) 同章第一七節、二二二ページ五行、「純然たる民主政、純然たる貴族政、あるいは純然たる君主政」。

高野元訳は、「純然たる民主政、あるいは純然たる貴族政、もしくは純然たる君主政」である。「純然たる」と訳した言葉の原語は simple であり、この訳語は私の独創だと考えている。また、高野元訳は、「純粋な君主政」となっているが、そこに使われている形容詞が pure だからである。また、この節、田中訳の同じページの九行目に「ひとりの従属的支配者」とあるのは、「従属的君主」の誤りである。

(127) 同章第一八節、二二二ページ七行、「人間が法に服従する状態になく…人はなにをしようとしまいと自由であり…各構成員は全体を代表する人〔主権者〕の意志にしたがうこと…人間であっても生命のない生き物に過ぎず…」。

田中訳を読んでいて不思議に感じるのは、この節に限っても、後半部分を高野元訳と対照すると、高野元訳を

「です、ます」調にただけに過ぎないことが歴然と分かるのであるが、それでいて、部分的に、なぜここに記したような意味不明な訳を記すのかということである。この文章の初めの部分で、ホップズは人間を自然状態にしているものと仮定すると述べている。その状態に「全体を代表する人（主権者）」がいるわけはない。思うに、この田中訳の「各構成員」の原語は every member であり、この言葉が「四肢」、「手足」の意味を有していることを田中氏が知らなかったということなのだろう。また、「生命のない生き物」というのは、「一 はじめに」でも触れたように形容矛盾である。これは creature が一切の被造物を意味することが田中氏に理解されていなかったということなのだろうか。行路社版、一八一ページ、「人間は、法に服従することもなく、他の人々への義務を課す信約もまったく結んではいない状態にいるものとして考察される場合には、なにをなそうとなすまいと自由であつて、好きなだけ熟慮することもできるということ、四肢の各部は全体としての人間の意志にしたがうこと、さらに、自由とは人間の自然的な力にほかならず、それがなければ、人間といえども生命のない被造物と異ならず…」。

(128) 同章第一九節、二二三ページ後ろ二行、「人を処罰しあるいは人びとの構成する合議体を解散する権限がどこにもないとすれば、そのことはその人あるいはその合議体に絶対的な主権があることを意味するのはまちがいありません。といいますのは、人を処罰する権力を持たない人に抵抗する権力などありえないからです」。

この節でホップズは、主権の所在を示すしるしを提示すると述べて論を進めている。高野元訳では、「その人を処罰しあるいはその合議体を解散する権利」がどこにもないような人もしくは合議体があるとすれば、その人もしくはその合議体が主権を保持していることとしるしであるとの趣旨になっていた。田中訳は、that man を処罰し、that assembly を解散するところがホップズの文章から、that を取って訳したということになる。「人を処罰す

る権限」をもたない人間は当然普通の私人であり、主権者ではないことは自明であろう。要するに田中訳は *that* を省いたために意味不明となっている。「といいますのは」以降も意味が分からない。行路社版、一八四ページ、「その人を処罰する権利、あるいはその合議体を解散する権利が、自然的人格であると政治的人格であることを問わず他のいかなる人格にもないとすれば、そのことが、その人もしくは合議体に絶対的主権があることを示す一つの誤りのないしるしである。というのは、その人を処罰することが正当なことではありえないような人に対しては、抵抗することも決して正当なことではありえないからである」。

(129) 同章同節、二二五ページ六行、「以上のような権力は…」。

ホップズは、*this inequality* と書いており、高野元訳も「このような不平等」となっている。この田中訳は不可解である。

(130) 第二章各節要約、二二六ページ、四節要約、「…人民が過ちを犯すのは…私的な人びとが自分たちに有利になるよう可決することから起こる」。

ホップズは田中訳のようなことを書いていない。行路社版、一八六ページ、「主権者としての人民の過ちは、人民の命令を自分たちの票決によって可決する私的な人々の過ちである」。

(131) 同章第二節、二二八ページ四行、「平和と防衛という利益を考慮して」。

この節も高野元訳とほとんど変わらない。そして、この箇所は、高野元訳「平和と防衛という利益を考慮して」とまったく同じであるが、高野元訳からして不正確である。行路社版、一八七ページ、「みずからの平和と防衛という利益のためにまたそれを考慮して」。

(132) 同章第四節、二三〇ページ四行、「…したがって…」。

(130) において、この節の要約が誤訳であることを指摘した。この節もおおむね高野元訳を参照しているようであるが、ところどころ高野元訳から離れたらしい。ホップズは、この節で、政治体という仮構上の体と自然的人間との区別を説明し、その上で、論理を展開している。したがって、田中訳の「したがいました」は誤りで、行路社版、一八九ページ、「ところが」が正しいと考える。同箇所を参照されたい。原語は、*But*である。

(133) 同章第五節、二三一ページ一行、「民主政」。

この節も高野元訳とほとんど変わらない。しかし、この「民主政」は高野元訳の「君主政」を変更した誤訳であり、「民主政」では意味が通らない。これに先立ち、この節では、高野元訳の、「合議体を左右することができるといふ希望」という箇所が、「合議体を左右できないか」という否定形に変更されている。これでも意味が通るように思うが、変更の理由が分からない。

(134) 同章第七節、二三一ページ後ろ二行、「かれらの行為が…よこしまなことであるばあいは別にして」。

この節でも田中訳は高野元訳に基本的にはしたがっているが、少し変更が加えられ、その箇所が誤訳である。この箇所の原文は、*howsoever their act be wicked*なので、行路社版、「かれらのその行為が、全能なる神の前でどれほど邪なものであるうとも」としか訳しようがない。

(135) 同章同節、二二三ページ三行、「人民とのあいだで」。

高野元訳は、「民衆とのあいだで」であり、原語は *them* である。しかし、*them* が受ける名詞は直前には *the democracy* のほかにはないので、(49) と (117) で述べたホップズのノミナリズムがここにも表れていると考えて、行路社版、一九〇ページ、「民主政を相手として」と訳した。

(136) 同章第八節、二二三ページ四行、「その主権的合議体がおこなう議決を承認すること」。

the admission of such as are from time to time to have vote in the sovereign assemblyを「のうちに訳すことができるだろうか。行路社版、一九〇ページ、「主権的合議体においてその時々投票権を行使する人々の任命」。

(137) 同章第九節、二三三ページ八行、「ローマの独裁官以上のなものでもありません」。

この節冒頭の田中訳「君主政の設立」は、高野元訳では、「政治的君主の設立」である。the institution of a political monarchの訳としては高野元訳が正しいと考える。田中訳はその部分で高野元訳と異なる以外はほぼ高野元訳を踏襲している。もう一か所、ここに掲げた箇所においても田中訳は高野元訳から離れている。高野元訳は、「ローマにおける執政官以外のものにはならない」であり、「独裁官」を「執政官」と誤訳している。田中訳はその点は正しいが、語尾も変更していて、田中訳で考えると、「独裁官以上のものだ」ということになると思われるが、それでは意味が分からない。行路社版、一九一ページ、「ローマにおける独裁官以上のものにはならない」。

(138) 同章第一〇節、二三四ページ九行以下、本節全体。

この節も、表現等を微妙に変えながら高野元訳を踏襲して開始されている。行路社版、一九二ページの該当箇所を参照されたい。問題点を少し述べておく。二三五ページ二行以降、ホップズ自身が、() で括っている箇所() の位置が間違っている。同ページ後ろ六・七行の「権限」は原語 powerであり、田中訳は rightを「権限」と訳している場合が多いので、「権力」等に訳し代えるべきであろう。同じく後ろ三行の、「向かわせることができるのですから」は、ホップズが to と do を用いて仮定法で述べている箇所であるので、「できるのであれば」と訳すべきであり、「できるのですから」は誤訳である。また、二三六ページ七行の、「かのひとりの臣民のため

の重荷ではなく」は、高野元訳の「その臣民一人の福利のためというのではなく」に変更を加えたのであろうが、間違いである。田中訳の本節はきわめて理解しにくい。

(139) 同章第一一節、二三八ページ四行、「群衆がこれはわたしたちのものだ」。

この第一一節は、「」による補足も含め、高野元訳をほぼ踏襲している。しかし、この箇所は、*this is mine* の訳であり、「わたくしたちのもの」と複数形で訳すのは誤りである。高野元訳は、「これはわたくしのものだ」である。同ページ九行以下において、ホップズは「群衆がひとつの政治体へと統合され」た場合には、その政治体は、「複数形の *theirs*」ではなく、*his* = 「彼のもの」という名辞を用いることができる。述べているので、田中訳はこのホップズの言葉を理解していない訳であるということになる。

(140) 第三章各節要約、二四一ページ一行、「一・二 支配の権原」。

「権原」は *the* の訳語である。高野元訳の作成時に、藤原先生の教示によってこの訳語を採用した。行路社版では、「権利の根拠」という訳語を用いた。

(141) 同章第一一節、二四一ページ後ろ二行、「ある人が他の人にたいして支配権を持つ」。

原文は、*one man may acquire right, that is to say, property or dominion, over the person of another.* だが、したがって、田中訳は不正確である。行路社版、一九八ページ、「ある一人の人が、他の人の人格に対して権利すなわち所有権^{プロパティ}あるいは支配権を獲得できる」。

(142) 同章第四節、二四四ページ七行、「ある人間がみずからの意のままになしえたすべてのものを、主人はみずからの意のままに処理できるからであります」。

これは不正確な訳である。行路社版、二〇一ページ、「ある人間をみずからの意のままにする人は、その人間が

意のままになしえたすべてのものをみずからの意のままに処理するからである」。

(143) 同章第八節、二四六ページ後ろ四行、「最高の主人の」従属的な僕たち」。

第七節で、最高の主人に直接仕えている召使いが服従を解除される場合をホップズは論じていた。この節は、その召使いに仕えている召使いを論じている。したがって、「最高の主人の」という補足は誤解を生じると考える。

(144) 第四章各節要約、二四九ページ、「四 僕の子供は…」。

この「僕」の原語は、*a woman-servant* である。したがって、「女性の僕」等とするべきである。

(145) 同章第一節、二五〇ページ七行、「子供を作る行為」。

原語は *generation* である。(2) で述べたように、この語を他の箇所では「生殖」と訳した。なお、この節はほぼ高野元訳と同じであり、行路社版とも類似している。また、ここまで、誤訳の指摘の間が比較的空いているのは、田中訳が高野元訳をなぞっていると感じられる節が続いているからである。

(146) 同章第二節、二五一ページ五行、「人格(代表・主権者)を作ること…」。

この節では、入り方こそ高野元訳にしたがっているが、その後は田中氏のお気に召さなかったらしい。ホップズはこの節で、*dominion over persons* について論じていて、「人格(代表・主権者)を作ること」という言葉はどこにも書いていない。行路社版、二〇六ページ、「子供を作るということも、人間自身の同意と同様に、人間に対する支配の権利の根拠であるとしてきた」。

(147) 同章同節、二五一ページ九行、「子供を作ることから支配権が生じるとすれば…男性のほうが…持っていることから…父親に与えられる…」。

147) でホップズは *either … or* を用いている。その論理構造を田中訳はつかんでいない。行路社版、二〇六

評 七ページ、「子供を作るといふことから支配権が生じるとするにせよ、あるいは、概して男性の方が女性よりも強い力をもっているといふことから、一般に世界中どこでも、子供の所有権は父親に与えられ、母親からは奪われるとするにせよ、いずれの場合にも」。

(148) 同章第三節、二五二ページ八行、「そのような要求は道理になつたものとは考えられません」。

高野元訳は、「そのような要求は道理になつたものとは考えられない」であり、田中訳はこれにしたがつたと考えられる。しかし、ホップズは、「この箇所では、shall that pretense be thought unreasonable」という表現を用いているので、意志未来であり、高野元訳からしてそのことを無視した誤訳である。行路社版、二〇七ページ、「そのような要求は道理になつたものと考えるべきではない」。

(149) 同章第六節、二五三ページ、「同様の信約には…」。

「一 はじめに」で述べたように、「同様の」に当たる原語は *cohabitation* であり、高野元訳が、「同棲の信約は…」と訳している箇所を田中氏が見間違えたとか考えられない。この箇所は、ホップズが男女関係にまで社会契約を適用している箇所であり、面白いので、行路社版を引用しておく。二〇八ページ、「同棲の信約は、ベッドとともにすることのためか、あるいはすべてのもをともにすることのためのものである」。¹⁶ なお、伊藤、服部訳は、「同棲の信約は、寢床での社交 *society*、もしくは全ての物事における社交のどちらかのためのものである」と訳している。問題は *society of bed* の *society* をどのように訳すかであり、私は相当考えた挙句に「ともにすること」と訳した。自信があるわけではないので、ルビを振った。ご意見を賜りたい。

(150) 同章第七節、二五四ページ二行以下、第七節全体。

この節の冒頭では、高野元訳と同様に、「同棲の信約」という訳語が用いられている。この節はほぼ完璧に高野

元訳と一致しているが、七行、「しかし、…」の前には以下の文章が脱落している。行路社版、二〇九ページ、「そして、この男性が夫 (HUSBAND)、女性が妻 (WIFE) と呼ばれる。しかし、時には、妻一人が統治を行うこともあり、それゆえ、」。

(151) 第四章第九節、二五五ページ六行、「自分のほうが良い状態にあるのは当然である」。

原文は、*there is reason he should be better used* である。行路社版、二一〇ページ、「自分の方がよりよく用いられる理由がある」。

(152) 同章第一〇節、二五六ページ七行、「両親の子供であること」。

原文は、*by the natural indulgence of the parents* である。田中訳は、「この前後は完全に高野元訳を踏襲し、この箇所を変更している。行路社版、二一〇ページ、「両親が自然に抱いてしまう甘やかしのおかげ」。

(153) 同章第一二節、二五八ページ八行、「その強制力は君主政以外の統治形態を望んでいないと…」。

この文章は、厳密にいうと不正確である。行路社版、二二二ページ、「その強制力は他のいかなる統治でもなく君主政の形態におけるものを望んでいた」。なお、五行目の「また」は「すなわち」の誤りである。

(154) 同章第一五節、二五九ページ後ろ八・七行、「決定方式」。

原語は *lot* である。この言葉は第一部第一七章以来何度も出てきて、「くじ」という訳語が使用されてきている。この場合も、「くじ」が正しい。

(155) 同章同節、二五九ページ六行、「年齢の差について継承について…有利な条件がある」。

文脈は、君主の子供たちの「才能の差」をどのようにして判断するかを問題としている箇所である、行路社版、二二三ページ、「年令の差以外のものによってその点についての判断を下す権威はいかなる臣民にもないので、年

評書
長者の方がすぐれていると判断するべきである。田中訳、「有利な条件」、行路社版、「すぐれている」に相当する原文は、*the odds* であり、(154)で指摘したように、この箇所の *lot* は「くじ」と訳すのが正しい。

(156) 第五章各節要約、二六一ページ一行、「一〔設立による〕コモンウェルス」
本章の第一節の内容を読めばわかることであるが、ホップズは一般論を語ると述べていて、設立によるコモンウェルスに問題を限定していない。田中訳で、「設立による」という補足が付された理由が分からない。

(157) 同章同箇所、二六一ページ五行、「五…臣民は…金持ちになりにくい」
不正確である。行路社版、二一五ページ、「君主政の下での臣民は、他の統治の場合よりも、私的な人々を金持ちにする〔という弊害〕をこうむることが少ない」。

(158) 同章第一節、二六二ページ二行、「支配される側の便・不便」
これは、*the benefit or damage of being ruled* の訳としては正しくない。行路社版、二一五ページ、「支配されることの便益もしくは損害」。

(159) 同章第二節、二六三ページ後ろ四行、「厄介事」。

高野元訳では、「やっかい事」となっていたので、その誤りを継承したものと思われる。原語は *business* であり、「仕事」でいいと考える。行路社版、二一六ページ参照。

(160) 同章同節、二六三ページ後ろ二行、「頭とは、いわば厄介事の居座るところであるばかりか…こうした面倒事を起こさせないようにする…」。

これは田中氏の独自の訳である。ここで「厄介事」と訳されているのは、*the care* である。さらに、原文では、*To balance this incommodity* とある箇所が誤って訳されているように思われる。行路社版、二一七ページ、「常

に頭は、配慮を行う箇所であるとともに敵の攻撃にもつともさらされやすい箇所だからである。こうした不都合を埋め合わせるために…」。

(161) 同章同節、二六四ページ九行、「設立した」合議体の多数派の意志、これはひとりの人の意志にほかなりませんが」。

この文章は、不可解である。行路社版、二一七ページ、「合議体の多数派の意志もしくはある一人の人の意志に含まれている意志」。

(162) 同章同節、二六七ページ一行、「あるいはだれがその権利を持っているのか…以上のようなことが〔所有権の〕侵害のように思われてしまう…」。

高野元訳は、「あるいはだれがその権利を持っているのか分らない人びとには、以上のようなことが侵害のように思われてしまう」であった。高野元訳も田中訳も、以下に示す行路社版の「…苦情のように思われるのである」の部分で脱落させるといふ誤りを犯している。行路社版、二一九ページ、「ところが、主権の権利を知らず、あるいはだれがその権利をもっているのか分らない人々には、以上のようなことが侵害のように思われてしまうので、苦情のように思われるのである」。

(163) 同章第四節、二六八ページ後ろ五行、「神が、君主に与え給うた権力」。

「与え給う」は敬語で、与えるのは神だということしか考えようのない訳語であるが、ホップズは神が君主に権力を与えるとは述べてはいない。ただ、以下に示す行路社版にしても、日本語の受動態と敬語が同形であるため、人民が君主に権力を与えたということが分かりにくい表現になっていることは認めなければならない。行路社版、二二〇ページ、「神が、いかなる君主に委ねられる権力にもまさる権力を…」。

(164) 同章第七節、二七一ページ後ろ七行、「今日成立させた法を明日は別人の手に移し…」。

この節は、田中氏が高野元詔から相当に離れて訳したように感じられる。冒頭部分から私には意味がとりにくい。上記に掲げた訳文は、原文のどの箇所を訳したのかも分からなかった。行路社版、一二二ページ、「だれか一人の人が「考えを」変えるだけでも、その人が雄弁や評判を利用し、あるいはそのかしや党派を用いるならば、十分に、今日の法―これも他の人がまったく同じような手段で作ったもののだが―を明日には廃止することができるところである」。

(165) 同章第八節、二七二ページ後ろ三行、「国事に関する助言機関は貴族政と君主政を併せ持っています」。

高野元詔は、「このような貴族政は、君主政の場合と同様の国事にかんする助言機関を有しており」であり、分りにくい。田中詔はこの高野詔を元にしたと思われるが、やはり助言と訳すべきところを助言機関と訳し、理解しにくい。行路社版、二二三ページを参照されたい。

(166) 第六章第一節、二七四ページ、第一節全体。

この節の冒頭部分の高野元詔が欠落しているため、その部分について田中詔と高野元詔との比較ができなかった。田中詔は、ホップズの原文から相当に離れた訳になっていて、意味もとりにくい。

同ページ後ろ五行、「その難問とは…絶対的な権力である主権のもとに身をおく以外に合法的なことはないということであります」。この訳文は私には理解できない。一種の二重否定というべき文章なのだろうか。普通に読むと、「主権のもとに身をおくのが一番合法的だ」ということになる。そうすると宗教問題においても主権者の命令にしたがって何も問題はなく、むしろそうしなければならないということになる。この部分の高野元詔は存在するので、引用する。「そしてもし、この難問が解消されなかったら、だれ一人として、合法的には、自己の平和と

保存とを獲得することができなくなるのである。というのは、そのためには絶対的主権が必要とされるのだが、この難問は、そうした主権のもとに人が身を置くことを、合法的ではないとするものだからである」。つまり田中訳は意味が逆になっている。行路社版では少し訳を変更した。二二五ページ、「この難問は、平和と保存のために必要とされる絶対的な主権の支配の下に人が身を置くことを合法的ではないとするからである」。この節において、ホップズは、宗教と政治の相克という当時の焦眉の急というべき問題を提起している。したがって、正しく、理解しやすい訳文が必要である。

(167) 同章第二節、二七五ページ後ろ四行、「ローマ教皇」。

原文は、*the bishop of Rome* である。ローマ・カトリック教会自体がこの言葉を、教皇の称号として用いることがあるのは承知している。しかし、ホップズは、「*the bishop of Rome* の世俗的支配の下で暮しているキリスト者たちもこのような疑問をまねがれている」と記しており、キリスト教普遍共同体の頭としての教皇ではなく、地域的に限定された領土で主権を有する者としての *the bishop of Rome* について語っている。したがって、高野元訳および行路社版、二二六ページでは、「ローマの司教〔ローマ法王〕」と訳した。

(168) 同章同節、二七五ページ五行、「…人びとは、宗教問題において自分を政治権力の上におこうとし、少なくとも政治権力をあてにしようとはしていない…」。

田中訳では個人の問題になる。しかし、それはこの文章の前に「良心の自由」の主張として記されている。この箇所は、国家から独立していると主張する宗教諸団体を問題としている。行路社版、二二六ページ、「…人々は、宗教上の問題において、国家の権力を超えるか、少なくともそれから独立した権力を要求するのである」。

(169) 同章第四節、二七七ページ五行、「また、人びとの良心から出る行動を…」。

この田中訳は、「また」の後の、「人々の良心に発する行動について述べると」を脱落させている。行路社版、二二七ページ参照。

(170) 同章同節、二七八ページ五行、「ペテロの手紙一」の引用。

この引用の中で、「皇帝」という言葉が二度出てくる。新共同訳にしたがったということなのである。田中氏は、凡例において、聖書の文言については新共同訳を参照したと述べているので、それでいいということになるかもしれない。しかし、ここまでも多数の聖書からの引用がこの『法の原理』には出てくるが、田中訳は、新共同訳で統一されてはいない。この問題はたんに「参照した」だけのことだと思いい、不問に付してきた。しかし、ホップズの聖書からの引用をどのように訳すかということは、それ自体一つの問題ではあるので、ここで言及しておく。この箇所では、ホップズも協会訳も「皇帝」という言葉は使用していない。行路社版、二二八ページ参照。

(171) 同章同節、二七九ページ三行、「宗教会議」。

この言葉の原語は *council* である。この箇所を、行路社版、二二八ページでは、「最高法院」と訳した。その理由をその箇所につした訳注(88)で述べた。それをこの箇所にもほぼそのまま記しておく。この箇所は、直前のペテロの言葉が記されている使徒言行録第五章に関連していると考えて、最高法院と訳した。ジェイムズ欽定訳でも *council* が訳語として用いられている。なお、この意味での *council* という言葉は新約聖書だけでも相当数用いられている。最高法院＝サンヘドリンは、さかのぼるとモーセの時代に始まるとされるユダヤ人の議会で、議長を含めると七一名の構成員からなり、宗教問題、政治問題を処理する機関であり、最高司法権も有していた。しかし、ローマの支配の下では死刑を実施する権限は奪われていた。イエスをピラトに引き渡す決定を下したの

もサンヘドリンである。行路社版、二二八ページでホップズが引用しているペテロの言葉が語られる箇所を少し引用しておく。「彼らが使徒たちを引いてきて最高法院の中に立たせると、大祭司が尋問した…ペテロとほかの使徒たちは答えた。『人間に従うよりも、神に従わなくてはなりません』」（使徒言行録」五章二七～二九節）。政治と宗教の問題を論じる際、ホップズはこのペテロの言葉と格闘している感がある。

(172) 同章同節、二七九ページ三行、「キリスト者たちが救い主のことを説くのを命じる…」。

原文は、… that command to preach Christ である。Christ の語義は (176) で記すように、直截的には「救い主」ではないので、田中訳は少し正確さを欠いている。

(173) 同章同節、二七九ページ五行、「ひたすらな服従」。

原語は simple であり、高野元訳では苦心の挙句に、「ひたすらな服従」という訳語を考えた。しかし、厳密に言えば、日本語の文法上、この表現は誤っており、行路社版、二二八ページでは、「無条件的な服従」という訳語を用いた。

(174) 同章第五節、二七九ページ後ろ一行、「現世で死を招く」。

原文に忠実な訳は、「現世の死の危険を招く」である。

(175) 同章同節、二八〇ページ九行、「上部構造」。

原語は superstruction である。したがって、このルビは誤っている。

(176) 同章第六節、二八〇ページ後ろ四行、「かれは神に油注がれたものである」ということ。これは、かれはキリストであるといっていることにほかなりません」。

この箇所はこのままでもいいのかもしれないが、高野元訳、「かれは神の油そそがれた者であるということ。こ

れはつまり、キリストという言葉の意味にはかならない」をなぜ右記のように変更したのか分からない。ホップズはここで、キリストの語義を説明しているのである。

(177) 同章同節、二八〇ページ後ろ一行、「わたくしはアリウス派の〔キリスト養子説の流れをくむ〕新たな派に反対する者であることに留意していただきたい。」。

この箇所、高野元訳は、「ついでながら、わたくしがアリウス派の〔キリスト養子説の流れをくむ〕新たなセクトに反対する者である点に留意していただきたい」である。田中訳は、「ついでながら」を省略し、「わたくしが」を「わたくしは」に変えた以外は、高野元訳と同じといていい。その変更は微妙にホップズの論理を歪めている。しかし、問題は高野元訳の方であり、「キリスト養子説の：」という補足は、この節のこの文脈では納得的であるが、アリウス派の主張の要約として必ずしも正しいとはいえない。そもそも「キリスト養子説」という言葉を用いるのであれば、それについての説明が必要であろう。したがって、行路社版においてはこの補足を省き、二三〇ページのこの箇所には、訳注(89)を付した。アリウス派についてはそちらを参照いただきたい。

(178) 同章同節、二八二ページ二行、「わたくしたちが以上の諸点や魂の不滅性を信じるのも聖書によるものであり、それがなければ、イエスが救い主であることさえ信じられなくなるのであります」。

この箇所については、高野元訳に致命的な過ちがあった。高野元訳、「そして、聖霊への信仰(も根本的である)」。われわれが以上の諸点や魂の不死性を信ずるのも、聖書によるのであり、それがなければイエスが救い主であることさえ信じられなくなるからである。冒頭の「聖霊への信仰」は、この箇所より前にホップズが論じていたことであり、「聖書への信仰」が正しい。田中訳は高野元訳を忠実に反映しながら、その過ちの部分は省いた。しかし、本来記すべき「聖書への信仰」も脱落したままで、右記のような訳になり、ホップズの意図を伝えない

ものとなっている。行路社版、二三〇ページ参照。

(179) 同章第七節、二八六ページ五行、「天の国すなわちキリストの国への接近」。

「天の国」は向こうから近づいてくるので、人間がそれに向かって「接近」できるものではない。フォイエルバッハが述べているように、宗教においては、普通能動態を用いるところで、受動態を用いる。まことに細かい点を問題にしていることになるが、「への接近」であれば人間が天の国に近づくことになり、「の接近」とすると「神の国」が近づくことになり、主・客が逆転する。また、ホップズは *kingdom* を用いているので、行路社版、二二三ページでは、「天の王国すなわちキリストの王国の接近」と訳した。

(180) 同章同節、二八七ページ二行、「葦の棒〔苦しみと痛みの象徴〕」。

原文は、*sceptre of reed* である。田中訳は、「マタイによる福音書」二七章二九節にもとづいているのである。しかし、*sceptre* は王権の象徴としての「笏」を意味する語であり、また、この言葉は、「イエスの十字架の罪状書ナザレのイエス、ユダヤ人の王であり、いばらの冠」に続いて記されている。十字架に付けられることになったイエスをローマの兵士たちが嘲弄して、王のしるしとして赤い外套を着せ、荊冠をかぶらせたと記されている箇所を受けている言葉なので、「葦の棒」ではなく、「あしの王笏」が正しいと考える。また、田中氏による補足、「苦しみと痛みの象徴」はいかなる根拠にもとづくのか私には分からない。次いでながら、「イエスの十字架の罪状書ナザレのイエス、ユダヤ人の王」の罪状書は、十字架刑に処せられる罪人の頭上に、罪状書を貼り付ける風習があり、そのことをいつている。十字架のイエスの頭上に *INRI* と記されていることが普通であるが、これは、「ナザレのイエス、ユダヤ人の王」の各単語の頭文字である。なお、この *INRI* という表現法は「ヨハネによる福音書」一九章一九節による。なお、ホップズは、「権利の根拠」という意味で用いてきた *title* という語

がイエスの十字架の罪状書をも意味することを意識していたと考える。

(181) 同章第八節、二八九ページ後ろ八行、「幼子たちの信仰こそが大事である」。

少し不正確である。行路社版、二三五ページ、「幼な子たちに信仰があるといわれている」。

(182) 同章第九節、二九一ページ二行、「キリストに根をおろし、キリストに結ばれて歩みなさい」〔この部分は六―七節〕。

ホップズはこの箇所で、「コロサイの信徒への手紙」二章七節から引用している。高野元訳には七節であることは記されていない。それゆえ、この田中訳は独自の訳であると考えるが、この訳語の作成にあたって田中氏は六節と混同したようである。行路社版、二三六ページ、「キリストに根ざし、キリストにあつて建てられるように」〔同七節参照〕。

(183) 同章同節、二九一ページ三行、「あなた方は……とりこにされないように気を付けなさい」。

この箇所の田中訳は、「コロサイの信徒への手紙」二章八節の、新共同訳による引用である。ところがホップズの原文はこれと少し異なっている。ホップズの新約聖書の引用については、この箇所以外についてもおおむね、*The English Hexapla*を参照した。ジェイムズ欽定訳からティンダル訳まで遡って、比較したが、多くの場合、どの訳とも少し文章表現が異なっていた。この箇所の行路社版の訳語を示す。二三六ページ、「あなたがたは、この世の原理にしたがひ、哲学やむなしだましごと、それに人間のならわしなどによつてあなたがたを損なおうとする人があらわれないように気を付けていなさい」。オーブリーによれば、ホップズのテーブルにはギリシア語聖書が載っていたという。『リヴァイアサン』においては、ホップズは旧約聖書から多数の引用を行っているが、『法の原理』の段階では、比較的新約聖書からの引用が多い。彼は八十年代半ばに、ホメロスの翻訳を公刊するほ

どのギリシア語の達人であった。当然、新約聖書は自在に読みこなし、翻訳もみずから行ったのであろう。¹⁸⁾ ホップズが当時の英語訳聖書のいずれの版に依拠していたかという、私の問いがそもそも無意味な問いなのかもしれない。ホップズが新約聖書からの引用を行う際に、彼の時代の宗教の状況を念頭に置き、ある程度、それを意識して訳語を考えたとしても不思議ではない。

(184) 同章同節、二九二ページ後ろ二行、「月日を重んじない」。

これは、「日を重んじない」の誤りである。

(185) 同章第一〇節、二九四ページ後ろ七行、「救済に与するために」。

原文は、to the obtaining of salvation である。行路社版、二二八ページ、「救済を獲得するために」。

(186) 同章同節、二九六ページ八行、「opus operatum」〔外観のみの仕事〕、すなわち人効的効力のことでありまして、信仰と人間の義認にはなんの役にも立ちません」。

opus operatum は、直訳すると「なされた行為」であり、田中訳の補足は正当である。しかし、そうであれば、それを「すなわち人効的効力」と言い換えることは誤りである。この opus operatum という言葉はサクラメントの効果が何によるかという神学的問題で用いられたものである。opus に過去分詞が付加された語は、人効的行為とは逆の事効的行為を意味し、したがって、田中訳の「外観のみの仕事」という補足と結びつく。この問題については、行路社版、二四〇ページに付した訳注(93)を参照されたい。次に、「信仰と人間の義認にはなんの役にも立ちません」の箇所であるが、ホップズは、外面的行為は信仰と分離されると論じて、義認に役立たないと述べている。行路社版、二四〇ページ、「opus operatum すなわち外面的行為のことであって、こうしたものは信仰と分離されるのであり、人間を正義とする〔義認する〕のになんら役立たない」。

(187) 同章同節、二九六ページ後ろ一行、「これについては聖ヤコブの…」。

この節においても田中訳は、おおむね高野元訳にそくしながら、「が」を「は」に変えるなどの変更を加えている。「これについては」の箇所は、高野元訳では、「この場合にこそ」となっていたものを田中氏が変更した箇所である。原語は *then* である。「ヤコブの手紙」はそのまま読むと行為義認論を説くものと読める。ルターは、信仰義認と矛盾するこの書簡を「藁の書簡」であるとして、聖書から除外しようとした。ホップズは、「内面の義が外面的な義として理解されるならば、行為は、実際、救済に貢献する」と補足的な説明を加えた後に、「ヤコブの手紙」に言及しており、「ヤコブの手紙」をめぐる問題は認識していたと思われる。したがって、「これについては」ではそのことが伝わらないので、行路社版二四〇ページでは、高野元訳のまま「この場合にこそ」と訳した。行路社版の同じ箇所の、「内面的な義が外面的な義…」の「義」という訳語は、高野元訳でも田中訳でも「正しさ」となっていた。原語が *righteousness* であり、上述の事情もあるので、行路社版で変更した。

(188) 同章同節、二九八ページ五行、「与えた」。

この箇所は過去形で語られていない。したがって、「与える」。同様の箇所が他にもある。

(189) 同章第一一節、二九九ページ一行、「わたたくしたちがみずからの行動を…こととみなすのであります」。

だが「みなす」のであろうか。行路社版、二四一ページ、「われわれがみずからの行為を法に順応させたとしても、それは、自然法の許すことであるばかりか、むしろ自然法の命ずることを行うことなのである」。

(190) 同章第一四節、三〇一ページ八行。第一四節全体。

この節については、高野元訳が欠落していて、比較ができなかった。全体として田中訳は分かりにくく感じられた。行路社版、二四三〜四ページを掲げるので、比較対照されたい。「それゆえ、神と人間との双方に服従する

という難問は、キリスト者のコモンウェルスにおいてはなんら存在しない。問題が残されているのは、キリストの信仰を受け入れた人が、それ以前に異教徒の権威に服従していた場合、その人はキリスト教信仰を受け入れたことよって宗教上の問題において服従を免除されるか否かということだけである。この場合、あらゆる服従の信約は生命の保存のために結ばれるのであるから、その人が異教徒の命令に服従するよりは、抵抗することなく甘んじて自分の生命を捨てるというのであれば、それほど過酷な状況においてはその人は十分に「義務を果たし」服従を免除されたと考えるのが理にかなっていると思われる。というのは、いかなる契約も努力すること以上に拘束するものではなく、また、それをすれば即座に死ぬと確信している場合には、人は正当な義務ではあってもそれを履行するとはみずから確言できないのであり、そうであるならば、まして、そのために永遠の呪いを受けると胸中信じていることを人が履行すると期待することはできないからである。さて以上で、自分自身で神の法を解釈する人々における、人間の作った法への服従に関して生じるかもしれない良心の疑念については十分である。なお、残されているのは、主権的権威によつて任命されていない人々に自分たちの論争についての解決を委ねる人々から上述と同様の疑念を除去することである。この点については次章で述べることにする」。

(191) 第七章第四節、三〇六ページ後ろ二行、「∴モーセは∴神の任命にもとづき、∴一二名の子たちを各部族の長として選ばれました」。

モーセが主語なのである。「選ばれました」という敬語はおかしい。一二名という表記法が、三〇九ページ二行目の十二使徒と混在している(三〇九ページでは同じ行で混在している)。「子たち」は、原語が *men* であり、誤訳である。

(192) 同章第八節、三二〇ページ後ろ五行、「キリストが肉体をともなつてきた奥義」。

原文は、mystery of Christ come in the fleshであり、キリストの再臨のことを述べている。主語が mystery であるのに対し、動詞は come という原形である。したがって、仮定法現在で、この場合は未来のことを述べていると考えるべきである。行路社版、二五〇ページ、「キリストの奥義が肉体をもつてくる」。

(193) 同章同節、三一〇ページ後ろ一行以下、「聖パウロはテトスにたいしてクレタ島において長老を任命し、やりかけの仕事を片づける権限を与えました：私があなたをクレタ島に残してきたのは、そこでやり残してきたある事柄を整理してもらい…」。

この訳語はおそらく新共同訳聖書を参照したものである。しかし、田中訳の「やりかけの仕事を片づける」の部分には、原文では redress things that were amiss であり、田中訳はこの原文から離れている。続いて、「テトスへの手紙」の引用が記されているが、その引用もジェイムズ欽定訳とは異なっている。行路社版、二五〇ページ、「聖パウロは、テトスに対してクレタにおいて長老を任命し、誤ったことがらをただす権限を与えた。：わたしがあなたをクレタにおいてきたのは、そこに残してあることがらをただしてもらい、…」。(183) で述べたのと同じ事情があるとも考えられる。

(194) 同章同節、三一二ページ五行、「：長老を意味するものとなり、祭司という名称で呼ばれるようになりました」。

「長老を意味するものとなり」と「祭司の名称で：」との間に脱落がある。行路社版、二五一ページ、「主教という語が長老たちを統治する長老を意味するものとして採用され、他の長老たちは長老と同じ意味をもつ司祭（プリースト）という名辞で呼ばれるようになった」。プリーストの語源については、行路社版訳注（102）を参照されたい。なお、田中訳の「祭司」という訳語は、高野元訳と同じであるが、この場合は司祭の方が一般的だと

考える。

(195) 同章第九節、三二四ページ、「天の王国を種まきの場とみなすたとえ話」。

いうまでもなく、行路社版、二五三ページ、「天の王国を種にたとえたたとえ話（「マタイによる福音書」一三章三節）」のことである。聖書の引照箇所が明示されているので、それを参照すればこのような間違いは生じないはずである。続けて、パン種にたとえた話が出てくるので、それをあわせ考えれば、このような間違いが生じる理由が私には分からない。また、(179)で、私が「天の王国」という訳語を用いることを説明しておいたが、田中訳は、「天の国」と「天の王国」という訳語を混在させている。

(196) 同章同節、三一五ページ八行、「聖ペトロが身を守ろうとして剣を抜いたのちに」。

高野元訳は、「聖ペトロが身を守ろうとしてその剣を抜いたのちに」となっていた。これは誤りであり、それを継承したのであろう。行路社版、二五三ページ、「聖ペトロが救い主を守ろうとしてその剣を抜いた後に」。

(197) 同章第一二節、三一九ページ後ろ四行、「なんらかの権力による」。

高野元訳も、「なんらかの権力」という訳語を用いていた。しかし、ここではもっと強く、「いかなる権力」と訳すべきだと思う。行路社版、二五六ページ。

(198) 同章同節、三一九ページ後ろ三行、「代理する存在―神的なまた人的な存在―を通して」。

この、「―神的なまた人的な存在―」という訳語が、原文のどこを訳したものか、また何を意味するか、分からなかった。

(199) 第八章第二節、三二二ページ後ろ四行、「国家により起こった逮捕や…」。

「国家により起こった」という訳語が原文の何を訳したのか分からない。行路社版、二五九ページ、「困窮の最

評 中での逮捕や投獄の恐怖」。

書

(200) 同章第三節、三二四ページ七行、「国の組織さえしつかりしていれば」…。

原文は、*if the hardest construction should be made thereof*である。この節でも田中訳は、ほぼ高野元訳にしたがっている。なぜ、この部分だけ訳を変更したのか不可解である。また、この英文を田中訳のように訳すことは不可能だと考える。行路社版、二六〇ページ、「もつとも厳密に論を立てるとするならば」。田中訳は、この部分で間違えたために、この文章の趣旨全体を取り違えている。行路社版と比較されたい。

(201) 同章第四節、三二五ページ後ろ五行、「彼がそれを行わないのは合法的ではないと考える行為をおこなわないという主張」。

この訳文はどういうことになるのだろうか。良心においてそうしなければいけないと思っている行為を、主権者の禁止命令に反して行うことが、ホップズが叛乱を引き起こす主張として問題としている事柄である。田中訳は「という主張」の前のホップズの言葉を脱落させていて、何が問題か分からなくなっている。行路社版、二六〇～一ページ、「かれがそれを行わないのは合法的ではないと考えている行為はいかなる行為であれ、それを行わないことは合法的ではない、ということ」。

(202) 同章同節、三二五ページ後ろ一行以下、「かれら〔臣民〕がある人もしくは人々からの命令を受け、さらに他の人びとからその命令にたいする中止命令を受けるという事態が生じたさいに、かれらが主権は分割されうると考えているばあいであります」。

高野元訳をまず掲げる。「かれらが、ある人もしくは人びとから命令を受け、さらに、他の人びとからその命令に対する中止命令を与えられるという事態が生じたさいに、かれらが、主権が分割されうるものであるとでもい

うように、「双方の」権威は等しい、と考えているばあいである」。この二つの訳文が類似していることは明らかである。疑問は、田中訳が、「〔双方の〕権威は等しい」という部分をなぜ記さなかったかということである。

行路社版では、訳文を少し変更した。二六一ページ、「かれらがある人もしくは人々から命令を受け、さらに他の人々からその命令に対する停止令状 (*superseas*) を与えられるという事態が生じた際に、かれらが、主権的権力が分割されるものであるともいうように、「どちらの」権威も等しい」ので、停止令状にしたがってよい」と考えている場合である」。ここでホップズは、下位為政者 *inferior magistrate* の抵抗権理論を念頭に置いていると考え、行路社版、訳注(109)でそのことについて説明した。その訳注を参照されたい。

(203) 同章第五節、三二六ページ後ろ四行、「公の座から出されています」。

原文は、*taught in public chairs* である。なぜ、これを高野元訳通り、「教えられている」と訳していけないのだろうか。

(204) 同章同節、三二六ページ後ろ二行、「まず第一に、なにをなし、なにをなさないかを定めるばあい、良心の判断などは外して、律法の立場から結論を出すという意見があります」。

この箇所は、第四節で、叛乱を惹起する六種類の主張を挙げ、その第一の主張を論駁するという脈絡のものである。問題は、原文におそらく過ちがあり、そのまま訳すと意味が通らないということである。And for the first, namely, that a man may lawfully do or omit any thing against his conscience という文章なのであるが、どのように考えても、*may* の後に *not* がないと、第四節ともこの第五節の後半とも整合しない。数種類のテキストを参照したが、*not* は使われていなかった。したがって、田中訳の「良心の判断などは外して」という訳文もテキストにしたがえば間違いではないということになる。しかし、それでは意味が通じないので、行路社版、二

六〇ページでは、「まず、その第一のもの、すなわち、なにごとを行い、あるいは行わないにしても、みずからの良心に反したことはすべて合法的ではありえないという意見——宗教と教会統治とをめぐる暴動はすべてこの意見から生じるのである——について述べる」と訳した。自信があるわけではない。読者のご意見を頂戴したい。また、ホップズの原文に not が欠落していることについては、行路社版の訳注で本来は触れておくべきであった。訳者のこの不注意について行路社版『法の原理』の読者にここでお詫びを述べたい。なお、田中訳の、後半部分「律法の立場から結論を出す」という訳語は、上記原文のどの箇所を訳したものか分からない。

(205) 同章第六節、三二九ページ一行、「事実上コモンウェルスは権力の総体であり」。
行路社版、二六三ページ、「事実上コモンウェルスの権力の総体である権力」が正しい。

(206) 同章第七節、三三〇ページ後ろ一行、「結果的には優先されるのであります。あることからの結果は……」。
行路社版、二六四ページ、「論理的帰結によつてそれと対立する約束よりも優先されるからである。というのは、あることからの帰結は……」。この箇所は、第一部第一三章第九節を受けている。田中訳の、「あることからの結果は……」という訳は、高野元訳の「あることからの結果は」を継承しているように思う。

(207) 同章第一二節、三三四ページ三行、「みずからに不満を持つていること」。
「みずからに不満を持つ」というのは、自分の能力の不足をかこつといった意味に取れる。それでは、叛乱を引き起こすことはできないであろう。行路社版、二六七ページ、「みずから不満を抱いていること」。

(208) 同章第一五節、三三九ページ七行、「エウリピデスの悲劇『メディア』」
この補足は、ペリアスの娘たちがメディアに騙されて、父ペリアスを殺害した話に対するものである。エウリピデスの『メディア』は、メディアを主人公とするもので、メディアがそそのかして実の娘によってペリアスを

殺させた話も少し出てくるが、本節でホップズが語っているような具体的な話は出てこない。エウリピデス「メディア」中村善也訳『ギリシア悲劇全集Ⅲ』（人文書院、一九六〇年）、八九ページ。典拠を挙げるとすれば、行路社版、二七〇ページに付した訳注（116）に記したように、アポロドロロス『ギリシア神話』高津春繁訳（岩波文庫）、六五ページ以下が適当であると考ええる。

(209) 第九章各節要約、三四〇ページ一行、「一 主権者による法的措置は民衆の福祉を図ることである」。原文は、*The law over sovereigns, salus populi*である。この箇所は主権者が守るべき法を述べている箇所である。行路社版、二七一ページ、「一、主権者に対する法。人民の福祉 (*salus populi*)」。

(210) 同章各節要約、三四〇ページ四行、「一親等以内の血縁の結婚」。

「一 はじめ」でもこれについては言及した。高野元訳は、「一定親等内の血縁の結婚」であった。これから「定」の字を削除したことになるが、「一親等以内の血縁の結婚」というのはどういうことなのだろうか。この要約だけではなく、三四三ページでも、「一親等以内の血縁・姻戚関係での結婚」の禁止という訳語が出てくる。それはそうであろうが、不可解である。

(211) 同章各節要約、三四〇ページ後ろ五行、「人びとにかかった費用に応じてコモンウェルスへ負担を課すこと」。

まず、行路社版、二七一ページの訳語を掲げる。「コモンウェルスの負担を人々の出費に応じて課すこと」。つまり、ホップズは税金の掛け方を述べているのだが、田中訳は何のことなのか私には理解できない。

(212) 同章第一節、三四二ページ、「主権を有する人びとの法的措置」。

(209) で述べたのと同じことである。行路社版、二七二ページ、「主権的権力を有する人々に対する法」。

(213) 同章同節、三四二ページ五行、「民衆の福祉は至高の法という一語」。

原文は、*salus populi suprema lex* である。屁理屈のようだが、この句は一語ではない。高野元訳は、「民衆の福祉は至高の法 (*salus populi supreme lex*) という一句につきる」であった。

(214) 同章第五節、三四六ページ四行、「自分の必需品のために支払いをする」。

高野元訳は、「自分の必需品のための支払いをする」であった。ここでホップズは課税方式として、いわば消費税のようなものが最良であるという議論を展開している。「必需品」と訳した原語は *provision* である。この語には「必需品」という意味もあるが、そうだとすると必需品にそれほど人による差はないと考えられるので、「各人がみずから消費するものにに応じて」税金を支払うべきであるというホップズの考えにふさわしくないと考え、行路社版、二七五ページでは、「食料」という訳語を使用した。

(215) 同章同節、三四六ページ七行、「といいますのは、自分は過大な負担を負わされているのに：隣人の負担が少ないことに侮辱を感じる…」。

ホップズは、隣人が侮辱すると述べているのである。「隣人の負担が少ないことに侮辱を感じる」とは語っていない。行路社版、二七五ページ、「というのは、自分は過大な負担を負わされたと思い、その上自分がねたましく思う隣人たちが、そのことにもとづいて自分を侮辱すると思う…」。

(216) 同章第七節、三四七ページ後ろ三行、「かれらが、現在仕えている人びと」。

この文章を普通に読むと、「仕えている」の主語も「彼ら」ということになるのではないだろうか。そうすると意味が不明になる。原文は、*such as are employed* であり、受動形は受動形として訳すべきである。つまり、現在公職に任用されている人びとのことをいっている。

(217) 同章同節、三四八ページ二行、「仕えている者が〔思いついた〕行為をするとき」。

これがホップズのテキストのどの箇所の翻訳であるか、分からなかった。高野元訳は、「以上とは逆の〔思いついた〕行い」であり、このやや意味不明な訳に引きずられたのだろうか。ホップズがここで問題としているのは、公職に任用されていない人々が、いわゆる寵臣に対して嫉妬を抱く可能性だと考える。ジェイムズ一世とチャールズ一世の寵臣で暗殺されたバッキンガムや、この『法の原理』執筆の後のことであるが長期議会の初めに私権を剥奪されて処刑されることになるストラフォードのことが念頭にあったのではないだろうか。正確な翻訳が必要な箇所であろう。

(218) 同章第八節、三四八ページ七行、「人びとがその良心〔の名〕によって反逆的な行動を正当化したり…」。原文には、*the rooting out from the consciences of men all those opinions* という言葉が出てくる。したがって、田中訳の一部分は原文とはほぼ逆の訳文ということになる。行路社版、二七七ページ、「人々の良心から叛逆的な行為を正当化し、そうした行為に権利の口実を与える一切の意見を根絶してしまうことである」。

(219) 第一〇章第二節、三五二ページ後ろ二行、「他人の意志を尊重し…」。

確かに、*respecteth* という言葉が用いられているが、この場合は、「関連している」という意味である。行路社版、二八〇ページ。「ある人間にとって法であるものはすべて、他の人間の意志とその宣言とに関連している」。

(220) 同章第三節後ろ三行、三五三ページ後ろ三行、「その命令」。

田中訳のままでも分かるのかもしれないが、文脈上、「その人の命令」とした方が分かりやすい。

(221) 同章第五節、三五五ページ後ろ六行、「市民法は、自然法あるいは神法に反したことがらを権利にもとづいて押し通すことはできない」。

微妙な誤訳と考える。行路社版、二八二ページ、「国家シツカイの法は、神法もしくは自然法に反したことがらを権利にもとづいて、(jure) なされたものとするとはできないからである」。傍点の付し方にも訳者によって違いがあることに気づいた。

(222) 同章同節、三五六ページ九行、「権利にもとづいてなされることならについては、いづれも神授の権利にもとづいてなされたとはいえませぬし、政治的権利にもとづいてなされたともいえませぬ」。

この訳文は意味が分からない。「権利にもとづいてなされることならについては」で始まっているが、それが神授の権利にも政治的権利にもとづかないということになる。また、「いづれも」が原文および田中訳の何を受けているかも不明である。行路社版、二八二―三ページ、「権利にもとづいて、(jure) なされることならについては、同時に政治的権利にもとづいて、(jure civili) いるもの以外のいかなることながらも、神授の権利にもとづいて、(jure divino) なされたということとはできないのである」。

(223) 同章第七節、三五八ページ三行の訳注、「※『イエスことメシア』の告白に表れるイエスの神性のこと」。これは、「救い主の神性」について田中氏が付した訳注である。これについては、「一 はじめ」でも言及したが、初めて目にしたときは驚いた。あるいは、「イエスこそメシア」の誤記かとも思われる。しかし、「イエスはメシアである」と述べたところで、何らイエスの神性について説明したことにはならない。そもそも、イエスなりキリストなりの「神性」とは何かを短い訳注で述べる能力も勇気も私にはない。「天使も恐れて足を踏み入れぬところがある」と中学生であった私に論じた神父の教えを守り、三位一体やこの種の問題は考えないことにしている。

(224) 同章第一〇節、三六二ページ後ろ七行、「先例が法とされるのは、先例はもともと理性にかなったもので

あると想定されているからである」。

原文には、onlyの意味で用いられていると思われるbutがついている。にもかかわらず、高野元訳は、「先例が法とされるのは、それが元来理性になつたものであるとの想定にもとづいているからである」となつていた。田中訳も同じ間違いを犯している。行路社版、二八七ページ、「先例が法とされるのは、それが元来理性になつたものであると想定される場合に限られるからである」。この訳語の問題は、ホップズのコモン・ロー法曹に対する批判と関連していると思われる。行路社版、訳注(120)を参照されたい。

5 終わりに

本当に思う存分、重箱の隅をつついてきた。実は他にもいくらかもあるのだが、限がない。この書評を執筆しようとしていた時、私自身の翻訳『法の原理』(行路社、二〇一六年)の第二校が送られてきた。そのため、途中までは、私の翻訳の校正とこの書評執筆を並行して進めた。結果として、自分の翻訳にかなりの数の間違いを見つけることができた。間違いは、聖書の各篇のタイトルの表記が協会訳よる場合と新共同訳による場合の二つの間で揺れていることなど形式的なことが多かった。しかし、間違いは間違いである。そのことを教示してくれた田中訳に素直に感謝したい。「一はじめ」で述べたように、ホップズの文章は、数学の証明あるいは連立方程式の羅列のような感じを与える。今回、この書評を書くことによつて、いわば検算をする機会を与えられた。田中氏の翻訳の誤りを指摘するという視点で、田中訳と行路社版を読み直した。完璧に正確な翻訳などありえないことは承知しているが、その思いをあらためて強くした。しかし、いわば論争を私の方から仕掛けたのであり、私が初めからみずからの誤謬の可能性を認めていたのでは、論争は成立しない。そのため、かなり強い調子で田中

訳を批判し、みずからの正当性を主張した。もとより、ホッブズの文章という連立方程式の私の解が誤っている可能性はある。読者諸賢によるご批判を賜りたい。

この書評を書きながら、さまざまなことを思った。一つには、英語文法の重要性をあらためて認識した。ホッブズは、この『法の原理』において、仮定法現在をしばしば用いている。自然法を述べる箇所はほとんど仮定法現在で記されている。この場合は、「…べきである」を意味することになるが、(192)で指摘したように定かでない未来のことを述べる場合もあり、祈願の意味もある。始めて『リヴァイアサン』の翻訳を河出書房新社版で読んだ時、⁽¹⁹⁾ to say in our prayer, “Thy Kingdom Come”が、「われわれが主のいのりにおいて、あなたの王国がきたという」と訳されているのを見て驚いた。三人称単数の主語に動詞の原型が使用されており、いわゆる祈願文である。神の国がすでにきたのであれば、そのことを祈る必要はない。私の慣れ親しんできたプロテスタントの主の祈りでは、「御国を来たせたまえ」という訳語であった。次いでながら、以前、ある神学者がジョン・ダンのあまりにも有名なソネットの一節、Death be not proudを、「死というものは、誇るものではない」と訳していたことを思い出した。この場合は命令文かもしれないが、おそらく中野好夫の訳と思われる「死よ、驕るなかれ」が正しい。また、指摘は(148)に留めたが、ホッブズは三人称の主語に対して shall を用いることがかなりある。場合によるが、話者の意志を示す意志未来で、強い命令を意味することがあるので、注意が必要である。⁽²¹⁾

有名な例は、聖書の十戒や山上の垂訓である。

もとより英語文法の知識だけでは、『法の原理』の翻訳はできない。ギリシア・ローマの古典、ホッブズの時代までの西欧の歴史、イギリス史、イングランド法、ホッブズの眼前にしていた当時のイングランドの現実に対する知識等々が必須であろう。私は何度もホッブズが有していた知識と同じだけの知識がなければ、『法の原理』の

翻訳を行う資格はないと考え、まことに当然のことながら、しばしば暗澹たる気持ちになった。聖書の知識についてもそうである。『法の原理』第二部第五章第六節に、「今日は我が身、明日は汝が身 (*Hodie mihi, cras tibi*)」という言葉が出てくる。私は、高野元訳の段階では、これはキリスト教とは関係のない言葉だと思っていた。行路社版の作成にあたって少し調べて見ると、旧約外典「ベン・シラの知恵」三十八章二節の言葉であることを知り、目からうろこが落ちる思いがした。⁽²²⁾ 西欧の書物を読むと、思わぬところに聖書の言葉が使われていて、驚くことが多い。

田中訳『法の原理』には、田中氏による「解説」が付されている。この書評を終えるにあたってそれにも一言しておきたい。田中氏の文章は平易な言葉で書かれていて、普通には読みやすいのであろう。しかし、私は例えば冒頭の、「…中期にはマキャヴェリ、ボダンなどのすぐれた政治学者がいた」という箇所で立ち止まってしまふ。田中氏の「解説」については問題にすだと、これまでに行ってきた誤訳の指摘と同じことになるので、一点だけに限定する。田中氏は、三八一ページにおいて、「ホップズも、『自然状態』はもともと『平和状態』にある」と記している。氏は、岩波新書『ホップズ リヴァリアサンの哲学者』(二〇一六年)、四二ページでも、「『自然状態』はもともと『平和である』と述べている。ホップズの自然状態についてのこのようなとらえ方は、田中氏の独創といえる。しかし、「解説」においても『新書』もこの見解の根拠を提示してはいない。そのため、田中氏のホップズに関する主著、『ホップズ研究序説——近代国家論の生誕——』を繙くと、一一五ページに次のように記されている。

「ホップズは、そのような『生きる権利』を自然権と呼び、それは、自分の生命を守るためには人を殺してさへもかまわない権利である、と述べている。…しかし、…彼の自然権を、他の人々に対する攻撃専用の力である

と考えるはならない。そうではなくて、各人による自然権の行使は、原則的には、あくまでも自衛のための力の行使であると考えるべきであり、その力は、生きるためにだけ、あるいは危機的例外状態にのみ局限されると考えるのが至当であろう。なぜなら、『野性の王国』⁽²³⁾の猛獣たちの生態をみてもわかるように、かれらは年がら年中、他の小動物を襲い喰い殺しているわけではなく、その日一日、かれ及びその家族が生存できるだけの量の獲物を襲っているにすぎないのだから。自然状態における人間の場合もおそらくやこうした生活を基本としていたであろう。(傍点ママ)。

この文章の末尾を読んで、田中氏は、ホップズの自然状態を論理的仮説ではなく、歴史的なものと考えていると感じた。そのことを立証するかのように、同書一四四ページ以下では、上記とほぼ同じ内容のことを述べる文章が、「人間は、自然状態においては、自分の生命は自分の力だけで守らなければならなかった、とかれはいう。：おそらく、人間は、ホップズが述べるように原始時代には」という言葉で開始される。この箇所では、「ロックの自然状態は平和状態、ホップズのそれは戦争状態」と考えるのは誤りで、「ホップズもロックもその考え方に於いてはさほど違いはなかったように思われる」という主張が追加されている。その根拠がやはり動物の行動からの類推なのである。田中氏は次のように論じていく。「われわれが、『野性の王国』をみるとき、ライオンの家族がシマウマの集団に襲いかかるときには、空腹時だけであり、また他の動物に襲いかかるときにも家族が満腹になるに必要なかぎりの数量にいてのみなのである。これが自然の摂理なのである」(傍点ママ)。

同じ趣旨の主張が同書一七七ページ以下でも繰り返される。「この『自己保存』という概念は、いまだ政府や国家のような公的機関による生命の保存という機構をもたず、したがってまた法律をも知らない、いわゆる『自然状態』の下にあっては、当然のことながら、『自分の生命は自分の力で守る』、という意味内容を含んでいた。：

ホッブズは、かかる自己保存のための行為と危機状況における生命の防衛を正当化する権利を『自然権』と呼んでいるのである。…よく、かれの『万人の万人に対する闘争状態』という余りにも有名な言葉は、好戦的・侵略的な意味合いで受取られ勝ちだが、これとても日常不断に殺りく状態が存在していたものとかれが考えていたと解してはなるまい。…野性の王国であるアフリカの密林や草原においても、動物たちは、ふだんは平和共存を保っているのであり、食料の確保を必要とするときにのみ獅子や猛虎は、縞馬や野兎を襲う——それも必要な量だけの——わけだし…」。

ここまで田中氏の文章を記してきた。今になって、田中氏の文章に日本語としての文章の乱れや論理の不整合があることに気づいた。これはある程度は私にも責任がある。田中氏はこの『ホッブズ研究序説』を公刊されるにあたって、私に点検を依頼された。「あとがき」において私に対する謝辞を述べていただいている。その時のやり取りは、シユミットが『リヴァイアサン』ラテン語版から引用している、「真理ではなく權威が法を作る」という言葉をめぐる議論が中心であった。ところで、上述のように、田中氏はホッブズの自然状態を歴史的なものにとらえている。先に少し引用した箇所であるが、「おそらく、人間は、ホッブズが述べるように原始時代には、一人あるいはほとんどたいいていの場合は家族単位で、いや数家族、数十・数百家族でまずはそれぞれの生活資料を確保し、集団の生命や安全を守るために武装し警戒していたことであろう」。この一節には、「ホッブズが述べるように」とあるが、ホッブズが直接このようなことを述べている箇所を私は知らない。⁽²⁵⁾ホッブズは、歴史を通じて変わることはない人間の本性の分析を通じて、「万人の万人の戦争」として自然状態を描いた。このことは、平和な国家生活がたちまちのうちに恐るべき戦争状態としての内乱⇨自然状態に変わる可能性を有していることを意味する。ホッブズはひたすら平和を求めた思想家であったと私は信じる。このことは田中氏も同意されるだ

ろう。ホップズは平和の思想家であった。そうであればこそ、彼の自然状態は戦争の状態でなければならないのである。二〇世紀以来の歴史が我々に痛切にそのことを教えているのではないか。

確かにホップズの描く人間の姿、自然状態はショッキングである。なぜ彼はあのように人間を描いたのか。この問題に対してホップズをピューリタン革命の目撃者としてとらえて、そのことに答えを求める傾向があるように思う。²⁶ 田中氏もそうであり、前掲書、一四五ページで、次のように述べている。「問題はこうである。ホップズは、当時の血で血を洗う内乱状態を目前にして：」。同書、一五〇〜一ページ、「血で血を洗う悲惨な世界最初のピューリタン革命がイギリスで勃発した。ホップズはこの事態をみて、：」。一一七ページ、「ピューリタン革命という悲惨な戦争状態に直面して、ホップズが『自己保存のより確実な保障』を求めるために：」。

我々はこのような書き方をもう止めるべきである。ホップズは一六四〇年四月初めまでに執筆したことが明らかなこの『法の原理』で自然状態を戦争の状態として論じている。ピューリタン革命が武力闘争に発展するのは、ようやく一六四二年である。革命の帰趨を決したといわれるマーストン・ムーアの戦い（一六四四年）にしても、一万七千（国王軍）対二万二千（議会軍）位で、関ヶ原の戦いと比べるとさほどのことはない。そもそもホップズは一六四〇年のおそらく一二月末にはフランスに亡命していて、血を血で洗う争いを目にはしていない。彼が、政治的著作を書くにいたった本来の動機は、内乱に向かう危険に満ちた母国に平和の大切さを知らせるためであった。下記の注（28）で述べるように、つとに一六二九年のツキジデスの『ペロポネソス戦争史』の翻訳公刊においてホップズはそのことを意識していた。ホップズは母国の動乱から題材をえて、政治論を執筆したのではない。

ところで、ホップズの自然状態は平和な状態であるという田中氏の主張の最大の問題点は、氏が動物の生感か

らの類推によってその主張を展開していることである。上記(12)で、「そもそも田中氏には、ホップズを論じる際、動物と人間との違いを無視する傾向にある」と記したのは、このことである。その箇所にも記したように、ホップズの政治学はあくまでも人間の学なのである。ホップズ自身が、人間は動物とは異なると明確に述べている。「人間はそういう動物のうちには数えられない。なぜなら、剣や銃といった人間の武器が、角や歯や棘といった動物の武器よりもまさっている分だけ、人間は強欲さと残虐さにおいて、飢えを満たすこと以上の強欲さはなく挑発されなければ猛り狂うこともない狼や熊や蛇よりも上回っているし、また人間は将来の飢餓のことを考えても飢えていような気になるからである」⁽²⁷⁾。ホップズがいうように将来の飢えを、つまりは想像上の飢えを飢えるのが動物ならぬ人間なのだ。人間は、明日の飢え、明後日の飢え、そしてできるならば未来永劫の飢えに備えること、しかも、他者との競合の中でそれを達成することを求める。こうして、「生まれ落ちた時から、またその本性からして、欲しいと思うものは何でも我勝ちに奪い合い、全世界をして自分を怖れさせ、自分に服従させようとす⁽²⁸⁾」のが人間だということになる。人間は他者との関係において、特殊人間的な非人間性を帯びた存在なのである。「人間は人間に対して狼である」というのはこのことの表現であろう。自然状態が戦争状態と化すのは理の必然でしかない。この自然状態は無⁽²⁹⁾論悲惨である。しかし、自然状態は、戦争における美德である「暴力と欺⁽²⁹⁾瞞」を用いるならばいかなる弱者にも強者を打倒する可能性が開かれているという意味において、万人が世界征服の希望に満ち溢れている状態である⁽³⁰⁾。シュトラウスならば「自惚れ」と呼ぶであろうこの希望は無⁽²⁹⁾論虚妄である。ホップズは、その政治理論の冒頭において、人間に対して狼である人間像を提起し、自然状態を「万人の万人に対する戦争」として描き、人間を虚妄から解放して、「平和の王道」⁽³¹⁾を歩ませる国家設立の論理を説いた。その国家における人間についてホップズは述べる、「人間は人間に対して神である」⁽³²⁾、と。

ホップズ政治学を動物の生態からの類推によって説明する田中氏のホップズ理解は、ホップズ政治哲学の自然主義的分析の一つの類型なのであろう。これについて、シュトラスは次のように述べている。「首尾一貫した自然主義は、ホップズ政治論の破滅である」⁽³³⁾。繰り返し述べてきたように、ホップズの政治学は人間の学であり、「野性の王国」の話ではない。

付記 この書評で取り上げた『法の原理』の他、二〇一四年一二月に、岩波文庫から山田園子訳『ビヒモス』が刊行された。これはホップズ研究の進展の上で慶賀すべきことである。しかし、私は、山田訳『ビヒモス』にも田中訳『法の原理』と同様に、翻訳の正確さについて疑問を抱いた。これについては、『イギリス哲学研究』第三九号二〇一六（日本イギリス哲学会）所収の「書評」で少し述べたので、それを参照されたい。この書評は字数が制限されていたため、十分意を尽くす議論を展開できなかった。私は、行路社版『法の原理』訳注において、『ビヒモス』から多数の引用を行った。その際、訳語は私自身のものを用い、山田訳と *Behemoth or The Long Parliament*, edited by Paul Seaward (Oxford University Press, 2010) のページ数を掲げた。山田訳と私の訳を比較していただければ幸いである。

注

- (1) あるいは、「イエスコソメシア」の誤植なのかもしれない。しかし、キリストの神性は三位一体論の問題であり、イエスがメシアであることと直接の関係はない。
- (2) ロバート・P・クリース著『世界でもっとも美しい10の科学実験』青木薫訳（日経BP社、二〇〇六年）、八一ページ。
- (3) 同訳書、一五ページ。

- (4) ホッブズ『市民論』本田裕志訳（京都大学学術出版会、二〇〇八年）、一七ページ。
- (5) ところで、『法の原理』には、ここで問題とする田中訳と藤原・高野訳の他に、トマス・ホッブズ『哲学原論 自然法および国家法の原理』伊藤宏之・渡部秀和訳（柏書房、二〇一二年）に収録された翻訳がある。この伊藤・渡部訳も、田中訳と藤原元訳と類似した訳語を使用している（同書、一一二―一三三ページ）。なお、伊藤・渡部訳も比較の対象とすることを考えたが、あまりにも煩瑣になるので、必要な時に伊藤・渡部訳として引用することにした。
- (6) オープリー『名士小伝』橋口稔・小池銈訳（富山房百科文庫、一九七九年）、一〇二ページ。
- (7) ホッブズ『市民論』本田裕志訳、前掲訳書、一三三ページおよび一六ページ。
- (8) William Haller, *The Rise of Puritanism* (University of Pennsylvania Press, 1972), pp.30&129.
- (9) *Ibid.*, p.130.
- (10) *Ibid.*, p.140.
- (11) ホッブズはこの『法の原理』の段階では、キリスト教について多少遠慮気味に語っている。しかし、晩年になると、「神はきわめて純粹で、きわめて単純な物質的な霊である」つまり神は霊ではあるが物質であると述べるにいたる。Thomas Hobbes, *An Answer to Bishop Bramhall*, E.W.IV, p.306. ホッブズの論理は、存在するものは物質以外にはなく、神は物質ではないと述べることは、神が存在しないというに等しく、それこそ無神論であるというものである。彼はこの議論を支持するものとして、テルトゥリアヌスの言葉、「物質でないものはすべて無である」を挙げている。*Ibid.*, p.307. また、同書の別の箇所でも、同じ議論をさらに詳しく展開している。*Ibid.*, pp.384ff. 神が物質であるという議論は、『ホッブズの弁明』でもテルトゥリアヌスを援用して論じられている。その箇所でもホッブズは、東方教会が天使の絵を描くことを合法的とみなしているのは、「天使が物質的であることによる」という議論を述べている。トマス・ホッブズ『ホッブズの弁明／異端』水田洋訳（未來社、二〇一一年）、三六―三七ページ。なお、東方教会のイコンの問題は、三七ページで、「天使たちを描くことの合法性を主張し、このことから彼らは物體的だと主張した」と訳されているが、この水田訳は右記のホッブズの議論と論理が逆になっている。さらに、ホッブズは、『リヴァイアサンへの附録』でも、「神が物体である」と主張するとみずから認めている。ホッブズ『リヴァイアサン』4 水田洋訳（岩波文庫）、三一六ページ以下。
- (12) トマス・ホッブズ『哲学原論 自然法および国家法の原理』伊藤宏之・渡部秀和訳（柏書房、二〇一二年）、一一三―一三三ページ。

(13)

なお、引用文中の『』は伊藤・渡部訳では、「」である。この訳には、「」が多数使われているが、それが何を意味しているのか分からなかった。

この場合、ホッブズは利他主義を説いていることになる。この田中訳の立場を「愛の立場」と呼び、私の訳の立場を「殺人の立場」とかりに名付けて、ホッブズ自然状態における人間の何が問題かを知るための思考実験を試みた。「愛の立場」は「よきサマリヤ人の譬え」を思い起こさせる。この譬えにおいて、イエスは、「私の隣人とは誰か」、つまり「誰を愛したらよいか」という目的語に対する問いに対して、「誰が隣人となったか」という主語に対する問いをもって答えている。私が愛することが問題であり、目的語すなわち愛の対象は誰でもよいのである。これは、ヴェーバー風にいえば、「愛の無差別主義」、「神聖な魂の売淫」ということにならないだろうか。マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』大塚久雄・生松敬三訳（みず書房、一九七二年、一一六ページ。他方、「殺人の立場」については、親鸞が弟子唯円に対していったという、「自分を信ずるのであれば、千人の人を殺してこい。そうすれば成仏できるぞ」という言葉が脳裏に浮かぶ。誰それを、この理由でというのではない。自分が往生したければ、誰でもいいから千人を殺せというのであり、無差別殺人の論理そのものである。この場合も、救いを願う自分すなわち主語だけが問題となっていて、目的語は問題ではない。この主語だけが問題であるという点において、「愛の立場」も、「殺人の立場」もまったく変わるところがない。さらにいえば、何をするか、つまり動詞も問題ではない。ホッブズがいうように、「自分が望む一切のことを」なしうるのである。つまり、自然状態の人間は、ゾーン・ポリテイコンであることを止め、一切の束縛から解放された個人であり、この個人に、「すべてのことが許されている」（『コリントの信徒への手紙 一』六章一二節）ことが問題なのである。この場合、「愛の立場」は容易に「殺人の立場」に転化する。若い日のヘーゲルは、アブラハムにそれを見ている。アブラハムが唯一愛したのは嫡子イサクであった。しかし、この我が子さえ、イサクへのみずからの愛情が「彼の心を乱し、不安に陥れた」時、殺害しようとした。ヘーゲル「キリスト教の精神とその運命」『ヘーゲル初期神学論集』久野昭・中埜肇訳（以文社、一九七四年、一一七ページ。誰に、何をという目的語も、何をするという動詞も何ら問題にならず、ただ主語だけが問題になるのである。ヘーゲルのいう「主体性の原理」の極致というべきこの思考方法は、すでに述べてきたことからもお分かりいただけると思うが、きわめて宗教的である。私は、ホッブズ政治哲学の中核に、この宗教的なもの、彼の場合には、ユダヤ教的・キリスト教的なものが存在す

- ることを論じてきた。一例として、行路社版の訳注(60)を参照されたい。この注(13)の思考実験において、そのことをあらためて確認したつもりである。ただし、このように述べたからといって、ホップズがこの人間を肯定していたなどといったことをいうつもりはない。ホップズにとって、この「問題的存在」としての人間が与件であり、彼の解決しようとした問題はこのような人間に「平和の王道」を指し示すことであつた。「リヴァイアサン」は自然状態を論じている第三章で終わるのではない。
- なお、この問題については、拙著、「トマス・ホップズの政治思想」(お茶の水書房、一九九〇年)所収、第六章、「アブラハムの精神とホップズの人間論」を参照されたい。
- (14) トマス・アクィナス『神学大全第4冊』高田三郎・日下昭夫訳(創文社、一九七三年)、一〇三ページ以下。
- (15) 伊藤・渡部訳はこの箇所では、「肉を切り分ける人」と正しく訳している。伊藤・渡部訳、前掲訳書、一二九六ページ。また、(94)に相当する箇所では、「お手盛りを禁ずること」と訳していて、意味の上では正しいと考える。同訳書、一二六八ページ。
- (16) 伊藤・服部訳、前掲訳書、一三二一ページ。なお、伊藤・服部訳についてはその全編を参照させていただいたわけではないことを付記する。また、大木英夫によれば、結婚を契約として理解するようになったのは、ピューリタンを嚆矢とするということになる。この点についての、ホップズとピューリタニズムの思想との関連は定かではないが、同時代の思想的傾向を示すものとして記しておく。大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』(新教出版社、一九六六年)、二五一ページ以下。
- (17) オープリー『名士小伝』橋口稔・小池銆訳(富山房百科文庫、一九七九年)、一一六ページ。
- (18) ホップズの旧約聖書解釈の問題については、驚くほど精緻かつ浩瀚な、福岡安都子『国家・教会・自由 スピノザとホップズの旧約テクスト解釈をめぐる対抗』(東京大学出版会、二〇〇七年)がある。
- (19) ホップズ『リヴァイアサン』水田洋・田中浩訳(河出書房新社、一九六六年)、二七三ページ。なお、水田洋訳『リヴァイアサン(三)』(岩波文庫)の現行版では、「あなたの王国がきますように」(八五ページ)と正しく修正されている。
- (20) W・J・ウルフ編『聖公会の中心』西原廉太(聖公会出版、一九九五年)、七六ページ。
- (21) 福岡安都子の前掲書は、私には目もくらむような語学の知識を駆使した研究であるが、一箇所得意志未来に関する疑問を感じた。「ホップズがThou(2人称単数)を用いて、a Thou shalt observe(汝が守るであろう)」と福岡が記している箇所

は、神の意志を示し、「汝が守るべき」とするべきだと思う。福岡安都子、前掲書、二〇九ページ。

(22) 行路社版、二二一〜二二二ページ。Hodie mihi, cras tibiをネットの画像で検索すると、かなり驚く画像を見ることができる。

(23) 「目からうろこが落ちる」という表現は日本語でも普通に使うが、おそらく「使徒言行録」九章一八節に由来すると思う。以下の引用においても、「野性の王国」という言葉が繰り返される。これは田中氏がこれらの文章を執筆された頃に放映されていた、テレビのドキュメンタリー番組のことである。

(24) この文章からすると、人間が一人で生きる状態が過去にあつたとホップズが考えていたことになる。しかし、私には、ホップズ政治学が、他者とまったく隔絶した自己完結的な存在としての人間がただ一人で自然と対峙する自然状態から出発するとはどうしても思えない。ホップズは、『法の原理』の第二部第三章第二節、行路社版、一九九ページにおいて、自然状態にいる人間を「今この瞬間に男と女として創造されたばかりの人間」として考えてみようとして議論を開始している。男と女なのだから、創造の時点において既に人間は複数であり、敵対するにせよ、協力し合うにせよ関係は必然化されている。ホップズのいうこの「男と女」としての人間の創造は、「創世記」一章二七節の人間創造の記事を受けている。「創世記」には二系統の創造神話が混在していて、二章のまずアダムが一人だけ作られ、次いで女が造られたとする創造の記事と、一章の「男と女として創造された」という神話とは別系統の伝承である。この点について興味深いのは、ハンナ・アレントが『人間の条件』において、イエスは「創世記」一章の創造神話を語り、パウロは二章の神話に依拠し、アウグスティヌスがいたっては、「創世記」一章二七節を「完全に無視している」と論じていることである。つまり、人間の条件としての複数性をパウロとアウグスティヌスは無視したのに対し、イエスは「活動」の人で、人間の複数性を重視したということになる。このアレントの言葉との関連でいえば、少なくとも『法の原理』の第二部第三章第二節のこの箇所で見える限り、ホップズもまた人間の複数性を意識していたということになる。彼の描く自然状態の人間は、他者とのきずなは確かに失っているが、常に他者を意識し、他者と自己を比較することを止めない人間であり、そのことがホップズの人間を他の動物と分ち、田中氏のいう自然の摂理を超えさせる。なお、ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳（ちくま学芸文庫、二〇一四年）、三七〜八ページを参照されたい。志水訳では、アウグスティヌスは「創世記」を完全に無視している」となっているが、『創世記』一章二七節を完全に無視している」の誤りである。この点については、ちくま書房に報告したので、今は修正されていない。

- (25) ホッブズが過去の歴史や他の地域の状況に参照して、自然状態を論じている箇所も確かにある。しかし、それは、この『法の原理』で説明すると、まず、人間の本性が、「自然的自由における人間の状態は戦争の状態」となることを必然化すると述べた後、それを補強する例として論じているのである。しかも、その状態は戦争状態であって、田中氏のいうような平和な状態ではない。「敵対と戦争の状態は、それによって自然そのものが破壊され、人間が相互に殺しあう状態である（われわれはこの状態がそうであることを、今日生存している野蛮な民族についての経験によって、そして、われわれの祖先やドイツその他今では文明化された諸国の昔の住民の歴史によって知っている。この状態に見られるのは、人口も少なく、短命で、生活を飾るものも慰めるものも——これは通常平和と社会とによって作り出され獲得される——もたない人々である）」。行路社版、一一九〜一二〇ページ参照。
- (26) 例えば、梅田百合香のホッブズ研究にもこの傾向があるように思われる。梅田百合香「政治における悪とホッブズの道徳哲学」『桃山学院大学経済経営叢集』第57巻第3号（二〇一六年三月）参照。
- (27) ホッブズ『人間論』本田裕志訳（京都大学学術出版会、二〇一二年）、一三九ページ。ホッブズは、この『法の原理』においても、第一部第九章第五節において、五点にわたって人間と動物の違いを説明している。なお、指摘（109）でもこの点に言及している。
- (28) T. Hobbes, *Decameron Physiologicum*, The English Works of Thomas Hobbes (Scientia Verlag Aalen), p.73.
- (29) 水田洋訳『リヴァイアサン（一）』二一三ページ。
- (30) 人間の希望の平等と、この平等から不信が生じ、不信から戦争が生じることについては、水田洋訳『リヴァイアサン（一）』二〇八〜九ページ参照。希望について通念的理解やキリスト教的理解を前提にしていると、ホッブズの希望についてのこの理解は分かりにくいかもしれない。しかし、ギリシア的理解においてはパンドラの箱に最後まで取り残された希望も人間を惑わす悪霊であった。ツキジデスの『ペロポネソス戦争史』は、二七年にも及ぶアテナイとスパルタとの戦争の歴史の出來事を淡々と叙述しているように、アテナイのその時々々の指導者が希望の嘘にそそのかされて途方もない野望を抱き、失敗していくありさまを病理学の教科書のように描いている。ホッブズは、「権利の請願」の翌年、一六二九年にこの『戦史』の翻訳を公刊した。私は、前掲拙著、『トマス・ホッブズの政治思想』第五章「ホッブズの歴史の観念」において、ホッブズが『戦史』に上述の政治の病理学としての歴史を認め、その翻訳公刊によって、当時のイングランドの人々に警鐘を発

しようとしたと論じた。人々に「自分たちの暗黒」（水田洋訳『リヴァイアサン（四）』（岩波文庫）、一八ページ）を突きつけることによって、平和の大切さを知らせるという方法は、ホッブズにおいては、この翻訳公刊以来一貫して変わらなかつたと考える。ツキジデスとホッブズにおける希望の理解や、スパルタ重装歩兵さえいざとなると自己保存の本能に衝き動かされること、つまりは、勇気という徳や理性の無力さ、そして死の恐怖という情念の普遍性などについては、この拙論で述べたので、それを参照されたい。なお、ホッブズにおける希望と恐怖について付言しておきたい。彼にあつては、希望が争い＝戦争を引き起こし、恐怖が平和を来たらすのである。梅田百合香は、前掲論文において、これとは逆に、自然状態から人間を平和へと向かわせるものは希望であると述べている。梅田百合香、前掲論文、二六ページ。しかし、ホッブズは、『法の原理』でも、「人間が他の人間にしたがうよう動かされる一般的な原因は、（すでに述べたように）そうしなければ自身を保存できないという恐怖である」と述べて、コモンウェルス設立の論理の提示に向かう。（行路社版、二六七ページ）。ホッブズによれば、自然状態では、「人間が相互に有する恐怖はだれにも平等に存し、すべての人の希望はみずからの悪知恵と体力とに存する」（行路社版、一六〇ページ）。ホッブズが恐怖の普遍性に平和を必然化する要因をみていたことは明らかではないだろうか。梅田は、『甦るリヴァイアサン』（講談社、二〇一〇年）の最終章「ホッブズと希望——ホッブズ思想の可能性」においても、自然状態から人間を平和へと向かわせるものは希望であると主張している。ここでの詳論は避けるが、私には梅田の主張は納得しがたいものであつた。

なお、西欧の思想には、先にも触れたように、希望を七枢要徳の一つとして高く評価するキリスト教的理解と悪しきものとみなすギリシアの理解の二つの伝統があり、それは現代にまで続いていると考える。ホッファーは、ゲーテに引照しながら、「自己欺瞞なくして希望はない」、「希望は損なわれやすい」と述べている。エリック・ホッファー『エリック・ホッファー自伝』中本義彦訳（作品社、二〇〇二年）、五二ページ。

(31) ホッブズ『市民論』本田裕志訳（京都大学学術出版会、二〇〇八年）、一七ページ。
 (32) 同訳書、四ページ。

(33) レオ・シュトラウス『ホッブズの政治学』添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳（みすず書房、一九九〇年）、二〇四ページ。本拙稿指摘（55）参照。